

大阪府保健医療計画の進捗状況について

(大阪市域分)

(注)

- 1 本進捗状況において、章・節については、「大阪府保健医療計画」に準じていますが、それ以外については、独自に番号を付しておりますので、ご了承願います。
- 2 本進捗状況で掲載している数字の出典は、資料名の記載がない場合は、「大阪市健康局調べ」です。
- 3 本進捗状況の担当部署は以下のとおりです。()内は、本文で使用している略称です。

担当部署	
健康局	健康推進部 健康施策課 (健康施策)
	健康推進部 健康づくり課 (健康づくり)
	健康推進部 生活衛生課 (生活衛生)
	保健所 管理課 (保健管理)
	保健所 保健医療対策課 (保健医療対策)
	保健所 感染症対策課 (感染症対策)
	こころの健康センター
福祉局	生活福祉部 保険年金課 (保険年金)
	高齢者施策部 高齢福祉課 (高齢福祉)
	高齢者施策部 高齢施設課 (高齢施設)
子ども青少年局 子育て支援部 管理課 (子ども青少年局)	
教育委員会事務局 教務部 学校保健担当 (教育委員会)	
消防局 救急部 救急課 (消防局)	

- 目 次 -

	頁
1 保健医療提供体制の基本的な状況	… 1
(1) 保健医療提供体制の状況	… 1
① 推計人口・面積	… 1
② 保健医療提供体制	… 2
(i) 病院・診療所・薬局等数	… 2
(ii) 病床数	… 3
(iii) 福祉関係施設数	… 4
(iv) 保健医療従事者数	… 5
2 大阪府における保健医療体制	… 6
(1) 医療機関の機能分化と連携	… 6
① 特定機能病院	… 6
② 地域医療支援病院	… 6
(2) 主要な事業ごとの保健医療体制	… 7
① がん	… 7
(i) 大阪市圏域におけるがんの現状	… 7
(ii) がんの予防	… 9
(iii) がんの早期発見	… 10
(iv) がん医療と医療機能	… 12
② 脳卒中	… 14
(i) 大阪市圏域における脳卒中の現状	… 14
(ii) 脳卒中の予防	… 14
(iii) 脳卒中の医療と医療機能	… 14
③ 急性心筋梗塞	… 15
(i) 大阪市圏域における急性心筋梗塞の現状	… 15
(ii) 急性心筋梗塞の予防	… 15
(iii) 急性心筋梗塞の医療と医療機能	… 16
④ 糖尿病	… 16
(i) 糖尿病の予防	… 16
(ii) 糖尿病の医療と医療機能	… 17
⑤ 精神疾患	… 17
(i) 大阪市圏域の現状と課題	… 17
(ii) 今後の方策等	… 18
⑥ 救急医療	… 20
(i) 大阪市圏域における救急医療の現状	… 20
(ii) 初期救急医療体制	… 21
(iii) 二次・三次救急医療体制	… 22
(iv) 救急搬送体制(救急救命士養成状況・メディカルコントロール等)	… 22
(v) 救急医療啓発等	… 23
(vi) 大阪市関連施設におけるAED設置状況	… 23

(vii) 救急安心センターおおさか事業概要	…	23
(viii) 重症心身障がい児者の医療コーディネート事業	…	24
⑦ 災害医療	…	24
(i) 医療体制の整備	…	24
(ii) 医療救護活動	…	25
(iii) 災害拠点病院とその役割	…	26
⑧ 周産期医療	…	26
(i) 疾病予防及び母子の健全な育成	…	26
(ii) 母子保健体制	…	26
(iii) 周産期医療と医療機能	…	29
⑨ 小児救急を含む小児医療	…	30
(i) 大阪市圏域における小児医療体制の現状	…	30
(ii) 初期救急医療体制	…	32
(iii) 二次小児救急医療体制、重篤な小児救急患者を対象とした医療体制	…	32
(iv) 小児慢性特定疾病医療支援事業	…	32
(v) 療育指導事業等	…	33
⑩ 在宅医療	…	34
(i) 大阪市圏域における在宅医療の現状	…	34
(ii) 在宅医療のネットワークと情報提供	…	35
(iii) 難病の在宅医療	…	36
⑪ その他の対策	…	37
(i) 医療安全対策	…	37
(ii) 感染症対策	…	38
(iii) 臓器移植の推進	…	45
(iv) 難病対策	…	45
(v) 骨髄移植推進対策	…	46
(vi) アレルギー対策	…	46
(vii) 口腔保健・歯科医療対策	…	47
(viii) 薬事対策	…	49
3 健康危機管理体制の構築	…	50
(1) 健康危機管理体制	…	50
① 保健所における健康危機管理体制	…	50
(2) 食品の安全衛生	…	51
① 大阪市における食品の安全対策	…	51
(3) 生活衛生対策	…	52
① 飲料水の安全確保	…	52

1 保健医療提供体制の基本的な状況（府域版第2章 P4～）

（1）保健医療提供体制の状況

①推計人口・面積

（各年10月1日現在）

区名	平成25年	平成26年	平成27年			面積 (km ²)
	総数 (人)	総数 (人)	総数 (人)	65歳以上 (人)	65歳以上 割合(%)	
北区	117,543	120,727	123,667	22,773	19.2	10.33
都島区	104,059	104,147	104,727	24,281	23.6	6.05
淀川区	174,025	174,512	176,201	39,965	23.0	12.64
東淀川区	176,450	175,393	175,530	41,124	23.9	13.25
旭区	91,027	90,526	91,608	26,834	29.4	6.30
北部計	663,104	665,305	671,733	154,977	23.1	48.57
福島区	71,367	71,909	72,484	14,181	20.0	4.67
此花区	66,351	66,198	66,656	17,285	26.2	16.94
西区	88,307	90,623	92,430	14,491	16.1	5.20
港区	82,593	81,810	82,035	21,692	27.1	7.90
大正区	67,138	66,421	65,141	19,548	30.1	9.43
西淀川区	96,858	96,350	95,490	23,332	24.5	14.23
西部計	472,614	473,311	474,236	110,529	23.3	58.37
中央区	86,032	88,819	93,069	15,371	16.5	8.88
天王寺区	73,443	74,341	75,729	14,529	19.8	4.80
浪速区	66,246	67,134	69,766	12,738	19.4	4.37
東成区	80,355	80,019	80,563	20,316	25.7	4.55
生野区	130,720	129,472	130,167	40,621	31.4	8.38
城東区	164,904	165,190	164,697	41,082	25.1	8.42
鶴見区	111,877	111,988	111,557	24,082	21.8	8.16
東部計	713,577	716,963	725,548	168,739	23.3	47.56
阿倍野区	107,909	108,861	107,626	27,171	25.5	5.99
住之江区	124,655	123,411	122,988	34,487	28.4	20.77
住吉区	155,061	154,539	154,239	41,553	27.2	9.34
東住吉区	129,168	128,816	126,299	36,601	29.2	9.75
平野区	197,839	196,702	196,633	53,454	27.6	15.30
西成区	119,560	118,338	111,883	41,187	38.7	7.35
南部計	834,192	830,667	819,668	234,453	28.6	68.50
大阪市計	2,683,487	2,686,246	2,691,185	668,698	24.8	223.00

資料：本市都市計画局調べ

（注）1 平成25、26年推計人口は平成22年10月1日現在の国勢調査人口に、「住民基本台帳」の月々の異動を加減して算出している。

2 面積は、平成23年10月1日現在（国土地理院発表）。ただし、淀川区の面積は、豊中市との合計値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で案分した数値を用いた。

高齢化率（65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合％）

地域	平成22年		平成27年	
	65歳以上	うち75歳以上	65歳以上	うち75歳以上
北部	20.9	9.4	23.1	10.7
西部	21.3	9.6	23.3	10.9
東部	21.6	9.9	23.3	11.2
南部	25.7	11.6	28.6	13.8
大阪市計	22.7	10.3	24.8	11.8

資料：総務省「国勢調査」

② 保健医療提供体制 【担当：健康施策、生活衛生、保健医療対策、高齢施設、消防局】

(i) 病院・診療所・薬局等数

大阪市内の病院・診療所等数

(各年3月末現在)

地域	施設名	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北部	病院	39	39	39
	一般診療所	937	934	948
	歯科診療所	592	592	594
	助産所	17	20	22
西部	病院	33	31	31
	一般診療所	465	468	462
	歯科診療所	343	344	349
	助産所	9	10	10
東部	病院	64	64	64
	一般診療所	1,090	1,095	1,094
	歯科診療所	695	693	685
	助産所	18	20	21
南部	病院	50	50	50
	一般診療所	918	924	930
	歯科診療所	612	607	608
	助産所	21	21	21
大阪市計	病院	186	184	184
	一般診療所	3,410	3,421	3,434
	歯科診療所	2,242	2,236	2,236
	助産所	65	71	74

大阪市内の薬局数

(各年度3月末現在)

地域	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北部	369	370	368
西部	232	229	230
東部	472	490	493
南部	448	454	470
大阪市計	1,521	1,543	1,561

(ii) 病床数

大阪市内の病院・診療所病床数

(各年3月末現在)

地域	年度	病 院					診療所		合計
		一般	療養	精神	結核	感染症	一般+療養	歯科	
北部	平成 25	6,916	1,001	67	39	33	207	2	8,265
	平成 26	6,928	959	67	39	33	205	2	8,233
	平成 27	6,815	986	67	39	33	197	2	8,139
西部	平成 25	4,548	1,217	50	29	0	136	0	5,980
	平成 26	4,504	1,140	50	0	0	148	0	5,842
	平成 27	4,462	1,182	50	0	0	148	0	5,842
東部	平成 25	8,622	1,595	42	22	0	216	0	10,497
	平成 26	8,653	1,527	42	22	0	210	0	10,454
	平成 27	8,677	1,484	46	22	0	202	0	10,431
南部	平成 25	5,826	2,815	72	0	0	233	0	8,946
	平成 26	5,880	2,760	72	0	0	208	0	8,920
	平成 27	5,846	2,774	72	0	0	208	0	8,900
大阪市 計	平成 25	25,912	6,628	231	90	33	792	2	33,688
	平成 26	25,965	6,386	231	61	33	771	2	33,449
	平成 27	25,800	6,426	235	61	33	755	2	33,312

地域医療構想における 2025 年の大阪市必要病床数（推計）

	年度	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	合計
必要 病床数	平成 37	4,745	12,838	10,662	6,458	34,703
病床機能 報告数	平成 26	5,304	16,594	2,162	6,505	30,565
	差引	559	3,756	△8,500	47	
	平成 27	4,561	16,101	2,446	7,276	30,384
	差引	△184	3,263	△8,216	818	

※病床機能報告数については、未報告等は含まず

(iii) 福祉関係施設数

平成 28 年度 目標量

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設） 13,000 人 介護老人保健施設 7,850 人

設置状況等 (平成 28 年 3 月現在)

地域	大阪市所管 特別養護老人ホーム		
	施設数	特養(人)	ショートステイ(人)
北部	28	2,401	303
西部	20	1,852	231
東部	33	2,727	340
南部	41	4,145	528
市外	3	410	12
合計	125	11,535	1,414

(平成 28 年 3 月現在)

地域	大阪市内 介護老人保健施設		
	施設数	入所(人)	通所(人)
北部	12	1,331	408
西部	14	1,346	429
東部	20	1,833	565
南部	29	2,566	780
市外	0	0	0
合計	75	7,076	2,182

(iv) 保健医療従事者数

○大阪市における医師数、歯科医師数、薬剤師数（人）（各年末）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
医師数	8,707	8,981	9,182
歯科医師数	3,106	2,991	2,964
薬剤師数	10,916	10,615	10,336

人口 10 万対における医師数（人）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
大阪市	326.7	335.5	341.8
大阪府	260.7	269.6	274.6
全国	230.4	237.8	244.9

人口 10 万対における歯科医師数（人）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
大阪市	116.5	111.7	110.3
大阪府	88.7	87.2	88.1
全国	79.3	80.4	81.8

人口 10 万対における薬剤師数（人）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
大阪市	409.6	396.5	384.8
大阪府	268.7	268.9	269.9
全国	215.9	219.6	226.7

資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」

○看護関係従事者数

病院で従事する看護師・准看護師数（人）（各年 10 月 1 日現在）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
大阪市	19,716.4	21,027.7	21,578.6
大阪府	58,322.7	60,780.9	63,130.7
全国	843,729.7	873,360.3	903,499.8

* 常勤換算したもの

資料：厚生労働省「病院報告」

人口 10 万対における病院で従事する看護師・准看護師数（人）

	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年
大阪市	739.7	785.5	803.4
大阪府	657.9	686.3	714.5
全国	658.9	684.9	711.0

○消防機関における運用救急救命士数（人）（各年 4 月 1 日現在）

平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
373	375	375

資料：本市消防局調べ

2 大阪府における保健医療体制（府域版第3章 P52～、圏域版 P233～）

（1）医療機関の機能分化と連携 【担当：健康施策】

①特定機能病院

高度の医療の提供、開発及び評価、並びに研修を実施する能力を有する病院について、厚生労働大臣が個別に承認している。

大阪市内の特定機能病院

所在地		病院名
東部	東成区	大阪府立成人病センター
南部	阿倍野区	大阪市立大学医学部附属病院

②地域医療支援病院

医療機関等の適切な役割分担と業務連携が重要であるとの認識のもと、患者に身近な地域でかかりつけ医等が第一線の医療を担い、これらへの支援を通じて地域医療の確保を図るものとして、都道府県知事が承認する病院である。

大阪市内の地域医療支援病院

所在地		病院名
北部	東淀川区	淀川キリスト教病院
	都島区	大阪市立総合医療センター
	北区	北野病院
	北区	済生会中津病院
西部	福島区	JCHO 大阪病院
東部	中央区	大阪医療センター
	中央区	大手前病院
	天王寺区	大阪赤十字病院
	天王寺区	大阪警察病院
	城東区	済生会野江病院
南部	住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター
	東住吉区	東住吉森本病院

(2) 主要な事業ごとの保健医療体制

①がん 【担当：健康施策、健康づくり、保健管理、保健医療対策】

(i) 大阪市圏域におけるがんの状況 【部位別、性別死亡数・死亡率】 平成26年

			北部	西部	東部	南部	大阪市 計	大阪府	全 国
悪性 新生物 (全体)	総数	死亡数	1,805	1,425	1,988	2,925	8,143	25,595	368,103
		死亡率	271.3	301.1	277.3	352.1	303.2	294.9	293.5
	男	死亡数	1,062	858	1,161	1,780	4,861		
		死亡率	327.6	374.3	338.6	437.9	373.1		
	女	死亡数	743	567	827	1,145	3,282		
		死亡率	217.8	232.3	221.1	269.9	237.3		
食道	総数	死亡数	70	46	71	104	291	847	11,576
		死亡率	10.5	9.7	9.9	12.5	10.8	9.8	9.2
	男	死亡数	58	39	55	83	235		
		死亡率	17.9	17.0	16.0	20.4	18.0		
	女	死亡数	12	7	16	21	56		
		死亡率	3.5	2.9	4.3	5.0	4.0		
胃	総数	死亡数	221	156	257	387	1,021	3,325	47,903
		死亡率	33.2	33.0	35.8	46.6	38.0	38.3	38.2
	男	死亡数	149	116	173	255	693		
		死亡率	46.0	50.6	50.5	62.7	53.2		
	女	死亡数	72	40	84	132	328		
		死亡率	21.1	16.4	22.5	31.1	23.7		
結腸	総数	死亡数	161	114	168	258	701	2,158	33,297
		死亡率	24.2	24.1	23.4	31.1	26.1	24.9	26.5
	男	死亡数	76	48	92	142	358		
		死亡率	23.4	20.9	26.8	34.9	27.5		
	女	死亡数	85	66	76	116	343		
		死亡率	24.9	27.0	20.3	27.3	24.8		
直腸S状 結腸移行 部及び直 腸	総数	死亡数	84	57	77	127	345	1,052	15,188
		死亡率	12.6	12.0	10.7	15.3	12.8	12.1	12.1
	男	死亡数	47	41	46	94	228		
		死亡率	14.5	17.9	13.4	23.1	17.5		
	女	死亡数	37	16	31	33	117		
		死亡率	10.8	6.6	8.3	7.8	8.5		
肝及び肝 内胆管	総数	死亡数	198	153	203	307	861	2,473	29,543
		死亡率	29.8	32.3	28.3	37.0	32.1	28.5	23.6
	男	死亡数	127	103	133	205	568		
		死亡率	39.2	44.9	38.8	50.4	43.6		
	女	死亡数	71	50	70	102	293		
		死亡率	20.8	20.5	18.7	24.0	21.2		

胆のう及びその他の胆道	総数	死亡数	74	53	80	139	346	1,070	18,117
		死亡率	11.1	11.2	11.2	16.7	12.9	12.3	14.4
	男	死亡数	35	22	33	70	160		
		死亡率	10.8	9.6	9.6	17.2	12.3		
	女	死亡数	39	31	47	69	186		
		死亡率	11.4	12.7	12.6	16.3	13.4		
膵	総数	死亡数	119	117	156	201	593	2,059	31,716
		死亡率	17.9	24.7	21.8	24.2	22.1	23.7	25.3
	男	死亡数	70	53	76	115	314		
		死亡率	21.6	23.1	22.2	28.3	24.1		
	女	死亡数	49	64	80	86	279		
		死亡率	14.4	26.2	21.4	20.3	20.2		
気管、気管支及び肺	総数	死亡数	358	351	417	657	1,783	5,474	73,396
		死亡率	53.8	74.2	58.2	79.1	66.4	63.1	58.5
	男	死亡数	255	247	283	439	1,224		
		死亡率	78.6	107.7	82.5	108.0	93.9		
	女	死亡数	103	104	134	218	559		
		死亡率	30.2	42.6	35.8	51.4	40.4		
乳房	総数	死亡数	65	48	73	95	281	885	13,323
		死亡率	9.8	10.1	10.2	11.4	10.5	10.2	10.6
	男	死亡数	0	1	0	1	2		
		死亡率	0.0	0.4	0.0	0.2	0.2		
	女	死亡数	65	47	73	94	279		
		死亡率	19.1	19.3	19.5	22.2	20.2		
子宮	総数	死亡数	29	18	27	37	111	423	6,429
		死亡率	4.4	3.8	3.8	4.5	8.0	4.9	5.1
	男	死亡数	—	—	—	—	—		
		死亡率	—	—	—	—	—		
	女	死亡数	29	18	27	37	111		
		死亡率	8.5	7.4	7.2	8.7	8.0		
白血病	総数	死亡数	47	35	54	64	200	572	8,196
		死亡率	7.1	7.4	7.5	7.7	7.4	6.6	6.5
	男	死亡数	25	28	30	31	114		
		死亡率	7.7	12.2	8.8	7.6	8.7		
	女	死亡数	22	7	24	33	86		
		死亡率	6.5	2.9	6.4	7.8	6.2		

その他	総数	死亡数	379	277	405	549	1,610	5,257	79,419
		死亡率	57.0	58.5	56.5	66.1	60.0	60.6	63.3
	男	死亡数	220	160	240	345	965		
		死亡率	67.9	69.8	70.0	84.9	74.1		
	女	死亡数	159	117	165	204	645		
		死亡率	46.6	47.9	44.1	48.1	46.6		

(注) 死亡率は10月1日現在の推計人口10万対の粗死亡率である 資料：厚生労働省「人口動態統計」

(ii) がんの予防

(ア) たばこ対策

- ・地域住民・職域従業員に対する禁煙啓発・受動喫煙防止啓発等の実施

各区保健福祉センター等で実施する各種事業（講座、健診等）の場で、パネル等を活用し、禁煙啓発及び受動喫煙防止啓発を実施する。

また、職域従業員に対して出前講座を実施し、生活習慣病予防と関連付けた禁煙啓発・受動喫煙防止啓発を実施する。

(イ) 健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」の推進

本市では、健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」に基づき、がんをはじめとする生活習慣病の予防・生活習慣の改善にかかる各種事業を行っている。

○健康講座の開催

- ・地域健康講座の実施

生活習慣病予防のため、医師、健康運動指導士、栄養士、保健師等が地域へ出向いて、健康づくりに関する知識の普及や行動変容に向けた主体的な取組みを促進する講座を開催している。

事業実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
回数	1,675回	1,635回	1,424回
延人員	44,267人	46,908人	37,568人

○健康づくりリーダーの育成及び活動の支援

- ・健康講座保健栄養コース

地域での健康づくり・食育推進の担い手である健康づくりリーダー養成を目的に講座を開催している。

受講者数（各区年1回）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
回数	216回	216回	216回
延人員	4,376人	4,298人	3,498人

【参考】健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）

「健康都市大阪の実現」を基本理念とし、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を全体目標としている。

全体目標達成のため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底として「がん」「循環器疾患」「糖

尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」のNCD（非感染性疾患）と「こころの健康」について疾病対策として取り組み、ライフステージに応じた生活習慣及び社会環境の改善として生活習慣である「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養」「アルコール」「たばこ」「歯・口腔の健康」の6分野に取り組んでいる。

各分野には取り組みの柱を設定し、優先順位をつけて取り組むとともに、大阪市民の健康指標として特に重要なものを目標項目として定め、計画の効果的な推進を図っていく。

また、健康を支え、守るための社会環境の整備として、すこやかパートナーとの連携を掲げている。

(iii) がんの早期発見

(ア) がん検診

本市におけるがんによる死亡は、男性は昭和50年、女性は昭和60年以来、死亡原因の第1位となっており、がん対策は重要な課題となっている。本市の健康増進計画である「すこやか大阪21」（後期計画）（計画期間：平成20年度～平成24年度）では、当時、国の「がん対策推進基本計画」（平成19年6月）が策定されたものの、大阪府における「がん対策推進計画」が策定されていなかったため、本市がん検診の受診率目標の設定を保留としてきた。平成20年8月に大阪府の「がん対策推進計画」が策定されたことを踏まえ、本市におけるがん検診事業の推進のため、平成22年3月に「すこやか大阪21」（後期計画）の目標値の1つとして、がん検診の受診率目標を設定するとともに、がん検診全般について検討することとした。

現在は、健康増進計画「すこやか大阪21（第2次）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）に基づき取り組みを進めている。

○受診率目標

国の「がん対策基本計画」では、がん検診の受診率目標を設定するにあたり、既にごがん検診の受診率が非常に高い自治体がある中で、全ての自治体の目標となるような数値目標として、「50%以上」と定めた。これを受けて大阪府でも「がん対策推進計画」のがん検診受診率を50%以上と定めた。

本市においても、受診率の向上はがん対策として重要であることから、平成29年度までに市民全体の受診率50%を目標としている。

○取り組み

市民全体のがん検診受診率を50%以上にすることは、現状を鑑みると非常に大きな目標であり、地域保健対象者（以下、「地域」という）だけではなく、職域保健対象者（以下、「職域等」という）においても受診率向上のため相当努力をしなければ目標達成は困難である。最終的には、市民一人ひとりが自身の健康に対する意識変革を行い、「健康なときにこそ検診を受ける」という行動に結びつけなければ達成することができない。市民アンケート調査の中で、がん検診を受診しない理由として「必要性を感じない」ことが第1位となっており、本市としても市民の健康意識高揚のために、周知広報や普及啓発、地域での健康教育や健康講座の開催等を今まで以上に取り組む必要がある。他都市の例を見ても比較的受診率の高い都市では個別受診勧奨を行っていることから、受診率向上策として壮年期を中心に個別受診勧奨を行うことなど、個々の市民に直接働きかける手段や方法についても検討・実施し、さらに、すこやかパートナーなど関係団体とのこれまで以上に連携したがん検診受診PRや、テレビ、新聞などマスコミ

に露出する取り組みを行っていく。

また、本市の健康増進計画「すこやか大阪 21（第2次）」の意見聴取の場である「すこやか大阪 21（第2次）推進会議」は、職域保健担当からも委員を選任しており、地域・職域連携協議会としての役割も担っていることから、職域等での受診率向上の取り組みにつながるよう連携を進めることが重要である。特に中小企業の多い本市にあつては、中小企業で働く市民の多くが加入する全国健康保険協会との情報交換などを通じて、職域等へ受診率向上のための働きかけを行っていく。

(ア) がん検診受診率等 (%)

(平成 28 年 6 月現在)

年度		胃がん		大腸がん		肺がん	
		平成 25	平成 26	平成 25	平成 26	平成 25	平成 26
全 体	検診受診率	3.6	3.8	8.6	9.3	4.6	5.5
	精検受診率	76.4	77.2	67.4	68.6	68.6	68.6
	がん発見率	0.17	0.09	0.35	0.41	0.05	0.08
集団検診（保健福祉センター実施）	精検受診率	93.7	92.9	84.7	78.7	91.0	91.0
	がん発見率	0.13	0.03	0.27	0.30	0.02	0.05
個別検診（医療機関実施）	精検受診率	74.2	76.1	63.1	61.7	64.3	66.1
	がん発見率	0.19	0.14	0.37	0.44	0.07	0.10

年度		子宮頸がん		乳がん			
		平成 25	平成 26	超音波		マンモグラフィ	
年度		平成 25	平成 26	平成 25		平成 26	
全 体	検診受診率	16.9	19.0	11.5		13.4	
	精検受診率	81.8	88.2	91.7	90.3	93.6	93.1
	がん発見率	0.17	0.04	0.06	0.38	0.09	0.48
集団検診（保健福祉センター実施）	精検受診率	-	-	92.9	96.0	89.5	96.6
	がん発見率	-	-	0	0.31	0	0.54
個別検診（医療機関実施）	精検受診率	81.8	88.2	91.4	89.1	94.7	92.7
	がん発見率	0.17	0.04	0.07	0.41	0.11	0.46

(イ) 肝がん

C型肝炎ウイルス検査実施状況

(平成 28 年 8 月現在)

年度	全体			医療機関実施			保健福祉センター実施		
	受診者数	陽性者数*	陽性率	受診者数	陽性者数*	陽性率	受診者数	陽性者数*	陽性率
平成 25	2,982	18	0.6%	1,046	10	1.0%	1,936	8	0.4%
平成 26	5,389	28	0.9%	1,431	13	0.9%	3,958	15	0.4%

* 低力価・中力価で抗原・核酸増幅検査の未受診者も含む

→肝炎ウイルス検査の結果、感染の可能性が高いと判定された方に対しては、専門医療機関の紹介や保健師の訪問・電話等による受診者サポート等を行うフォローアップ事業を実施している。

フォローアップ事業同意者による精検受診率

年度	対象者数*	精検受診者数	精検受診率
平成 25	37	26	70.3%
平成 26	65	45	69.2%

* 肝炎フォローアップ事業に同意があり、かつB型肝炎ウイルス抗原またはC型肝炎ウイルス抗体が陽性であるもの。

(iv) がん医療と医療機能

(ア) がん診療拠点病院

全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、がん医療の「均てん化」を推進するため各都道府県による推薦をもとに、厚生労働省が指定するがん診療連携拠点病院と、府が指定する大阪府がん診療拠点病院がある。がん診療連携拠点病院には、都道府県に原則1カ所指定される都道府県がん診療連携拠点病院と、2次医療圏に概ね1カ所指定される地域がん診療連携拠点病院がある。また、地域における小児がん医療及び支援を提供する中心施設となる病院として小児がん拠点病院がある。

大阪市内のがん診療連携拠点病院（国指定）

分類	所在地		病院名
都道府県がん診療連携拠点病院	東部	東成区	大阪府立成人病センター
地域がん診療連携拠点病院	北部	都島区	大阪市立総合医療センター
		東部	中央区
	天王寺区	大阪赤十字病院	
	南部	阿倍野区	大阪市立大学医学部附属病院
		住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター
小児がん拠点病院	北部	都島区	大阪市立総合医療センター

大阪市内の大阪府がん診療拠点病院（府指定）

所在地		病院名
北部	北区	済生会中津病院
	北区	北野病院
	北区	住友病院
	東淀川区	淀川キリスト教病院
西部	福島区	関西電力病院
	福島区	JCHO 大阪病院
	西区	日生病院
	西区	多根総合病院
	大正区	済生会泉尾病院
	西淀川区	千船病院
東部	中央区	大手前病院
	天王寺区	大阪警察病院
	天王寺区	N T T 西日本大阪病院
	城東区	済生会野江病院

南部	阿倍野区	J R大阪鉄道病院
	住之江区	南大阪病院
	東住吉区	東住吉森本病院

(イ) がんにかかる医療機能

大阪市内のがんにかかる医療機能を有する病院数

		北部	西部	東部	南部	大阪市計
がん治療実施	食道がん	12	11	14	9	46
	胃がん	19	13	27	17	76
	結腸がん	16	13	25	17	71
	直腸がん	16	13	23	16	68
	肺がん	11	9	14	11	45
	肝がん	14	11	17	12	54
	胆道がん	13	11	13	10	47
	膵臓がん	13	10	16	12	51
	腎がん	11	9	9	6	35
	膀胱がん	12	9	9	6	36
	前立腺がん	13	9	14	8	44
	子宮がん	9	6	6	7	28
	卵巣がん	8	5	7	6	26
	乳がん	14	8	17	9	48
	白血病	7	3	8	4	22
	リンパ組織	7	6	10	6	29
	小児がん	4	0	3	1	8
	舌がん	6	3	6	3	18
	咽頭がん	6	3	7	3	19
	喉頭がん	5	3	8	3	19
セカンドオピニオン実施	12	15	26	15	68	
チーム緩和医療実施	7	7	18	9	41	
地域連携クリティカルパス導入	11	9	20	7	47	

資料：「大阪府医療機能情報提供制度にかかる医療機関調査」

(平成 27 年 1 月現在)

② 脳卒中 【担当：健康施策、健康づくり、保健管理、保健医療対策、保険年金】

(i) 大阪市圏域における脳卒中の状況

脳血管疾患 死亡数・死亡率

(平成 26 年)

			北部	西部	東部	南部	大阪市 計	大阪府	全 国		
脳血管疾患 (全体)	総数	死亡数	507	347	522	742	2,118	5,914	114,207		
		死亡率	76.2	73.3	72.8	89.3	78.8	68.1	91.1		
	男	死亡数	263	184	273	435	1,155				
		死亡率	81.1	80.3	79.6	107.0	88.7				
	女	死亡数	244	163	249	307	963				
		死亡率	71.5	66.8	66.6	72.4	69.6				
くも膜下 出血	総数	死亡数	41	42	52	75	210			642	12,662
		死亡率	6.2	8.9	7.3	9.0	7.8			7.4	10.1
	男	死亡数	15	13	16	34	78				
		死亡率	4.6	5.7	4.7	8.4	6.0				
	女	死亡数	26	29	36	41	132				
		死亡率	7.6	11.9	9.6	9.7	9.5				
脳内出血	総数	死亡数	149	106	143	197	595			1,604	32,550
		死亡率	22.4	22.4	19.9	23.7	22.1			18.5	26.0
	男	死亡数	78	72	96	130	376				
		死亡率	24.1	31.4	28.0	32.0	28.9				
	女	死亡数	71	34	47	67	219				
		死亡率	20.8	13.9	12.6	15.8	15.8				
脳梗塞	総数	死亡数	289	187	306	426	1,208			3,472	66,058
		死亡率	43.4	39.5	42.7	51.3	45.0			40.0	52.7
	男	死亡数	155	93	150	243	641				
		死亡率	47.8	40.6	43.8	59.8	49.2				
	女	死亡数	134	94	156	183	567				
		死亡率	39.3	38.5	41.7	43.1	41.0				
その他の 脳血管疾患	総数	死亡数	28	12	21	44	105			196	2,937
		死亡率	4.2	2.5	2.9	5.3	3.9			2.3	2.3
	男	死亡数	15	6	11	28	60				
		死亡率	4.6	2.6	3.2	6.9	4.6				
	女	死亡数	13	6	10	16	45				
		死亡率	3.8	2.5	2.7	3.7	3.3				

(注) 死亡率は 10 月 1 日現在の推計人口 10 万対の粗死亡率である

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(ii) 脳卒中の予防

P8「(2) がんの予防(イ) 健康増進計画「すこやか大阪 21 (第 2 次)」の推進」を参照

大阪市における特定健康診査と特定保健指導の状況

市町村国保	年度	特定健康診査			特定保健指導	
		対象者数	受診者数	受診率	対象者数	終了・利用率
大阪市	25	469,260	92,471	19.7%	11,466	3.2%
	26	461,277	96,505	20.9%	11,857	2.3%
	27	448,183	94,441	21.1%	11,807	1.5%

(平成28年5月現在)

※平成27年度実施率は平成28年5月25日時点であり、実施率の確定は11月の法定報告時。
(昨年5月時点の受診率：20.7%)

(iii) 脳卒中の医療と医療機能

大阪市内の脳卒中にかかる医療機能を有する病院数

		北部	西部	東部	南部	大阪市 計
急性期	ICU 設置	5	4	4	5	18
	HCU 設置	3	4	3	3	13
	SCU 設置	4	1	4	1	10
	血腫除去術実施	9	7	11	6	33
	クリッピング術実施	7	4	9	5	25
	脳血管内手術実施	8	5	9	6	28
	t-PAによる血栓溶解療法実施	5	7	11	5	28
回復期リハビリテーション病床設置		5	7	13	8	33
地域連携クリティカルパス導入		10	7	20	7	44

資料：大阪府「医療機能情報提供制度にかかる医療機関調査」

(平成27年1月現在)

③ 急性心筋梗塞 【担当：健康施策、健康づくり、保健管理、保健医療対策】

(i) 大阪市圏域における急性心筋梗塞の現状

急性心筋梗塞死亡数・死亡率

(平成26年)

			北部	西部	東部	南部	大阪市 計	大阪府	全 国
急性心筋梗塞	総数	死亡数	99	83	115	178	475	1,815	38,991
		死亡率	14.9	17.5	16.0	21.4	17.7	20.9	31.1
	男	死亡数	59	44	70	116	289		
		死亡率	18.2	19.2	20.4	28.5	22.2		
	女	死亡数	40	39	45	62	186		
		死亡率	11.7	16.0	12.0	14.6	13.4		

(注) 死亡率は10月1日現在の推計人口10万対の粗死亡率である

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(ii) 急性心筋梗塞の予防

P8「(2) がんの予防(イ)「すこやか大阪21(第2次)」の推進」を参照

(iii) 急性心筋梗塞の医療と医療機能

大阪市内の急性心筋梗塞にかかる医療機能を有する病院数

		北部	西部	東部	南部	大阪市 計
急性期	ICU 設置	6	4	5	4	19
	HCU 設置	2	3	3	4	12
	CCU 設置	2	0	4	3	9
	経皮的冠動脈形成術実施	11	10	11	7	39
	冠動脈バイパス術実施	7	1	6	3	17
心大血管リハビリテーション実施		7	5	6	5	23
地域連携クリティカルパス導入		2	1	2	3	8

資料：大阪府「医療機能情報提供制度に係る医療機関調査」（平成 27 年 1 月現在）

④ 糖尿病 【担当：健康施策、健康づくり、保健管理、保健医療対策、保険年金】

(i) 糖尿病の予防

大阪市では、健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次）」に基づき、糖尿病などの生活習慣病の予防のため、各種健康づくり事業を実施している。予防面では「食生活の改善」と「運動不足解消」それに伴う「肥満解消」が重要である。特にエネルギーの過剰摂取は 2 型糖尿病発症の促進因子である。また肥満は 2 型糖尿病の発症リスクと強く関連しており、さらに内臓脂肪蓄積を示すウエスト周囲径増大は、より関連が大きいとされている。そのため生活習慣要因のうち、特に食生活の改善と肥満の解消について、継続的かつ効率的な取り組みを実施する必要がある。

さらに近年、糖尿病は歯周病を悪化させ、歯周病は糖尿病や心臓血管疾患に悪影響を及ぼすことが明らかになり、歯周病治療の重要性が高まっている。糖尿病を専門とする医師やかかりつけ医、歯科医師が連携し、患者の治療にあたっていくことが重要である。

大阪市国民健康保険では、特定健康診査の結果を基に、糖尿病性腎症の重症化の恐れがあるにもかかわらず治療に結びついていない者に対し、医療機関への受診勧奨を行うとともに、希望者に対して、個別支援プログラムに基づいて生活習慣改善に向けた指導を行い、糖尿病性腎症の重症化予防を図っている。

【実施時期：平成 27 年 8 月～平成 28 年 3 月末（内保健指導期間：6 か月）】

大阪市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防事業の状況（人）

年度	事業対象者数	電話による受診勧奨	6 ヶ月間の 保健指導終了人数
27	412	380	27

(ii) 糖尿病の医療と医療機能

大阪市内の糖尿病にかかる医療機能を有する病院数

		北部	西部	東部	南部	大阪市 計
合併症	教育入院実施	10	13	20	12	55
	光凝固術実施	11	9	10	5	35
	硝子体手術実施	10	8	7	4	29
	新規血液透析導入実施	12	10	8	9	39
地域連携クリティカルパス導入		2	3	8	2	15

資料：大阪府「医療機能情報提供制度に係る医療機関調査」 (平成 27 年 1 月現在)

⑤精神疾患 【担当：こころの健康センター】

(i) 大阪市区域の現状と課題

本市における平成 28 年 3 月末の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は 29,741 人、通院医療費公費負担患者数は 54,446 人、平成 27 年 6 月末の入院患者数は 3,989 人となっている。

精神疾患の治療が入院医療中心から地域医療中心に移行している中で、精神障がい者が地域で安心して医療を受け生活するためには、人権への配慮と精神科救急をはじめとする医療制度の充実が求められている。

特に、近年、精神科病院における社会的入院患者の解消や心神喪失等により重大な他害行為を行った者の社会復帰が重要な課題となっており、積極的に取り組んでいるところである。

また、平成 10 年を境として自殺者が急増し社会問題化しており、市民が心身共に健康な生活を送れるよう、こころの健康づくり対策、自殺防止対策を引き続き積極的に推進していくことが必要である。

精神障がい者保健福祉手帳所持者数 (人)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
25,486	27,731	29,741

通院医療費公費負担患者数 (人)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
49,419	52,086	54,446

入院形態別入院患者数 (人) (毎年 6 月末現在)

入院形態	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
措置入院	68	70	18
医療保護入院	2,073	1,976	1,896
任意入院	2,080	2,020	2,061
その他	48	29	14

自殺者数 (人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
男性	403	319	293
女性	210	187	140
合計	613	506	433

* 資料：内閣府作成資料による。平成 27 年は推計値。

(ii) 今後の方策等

(ア) 精神科救急医療体制の充実

大阪府・堺市と共同で、救急受診をスムーズに行うため拠点病院等による救急入院体制の整備を図り、救急受入病床の安定的な確保に努めるとともに、「こころの救急相談」等からの救急事例の情報や救急医療機関での受診状況の情報等を一括して把握する「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置し、速やかに医療を提供できるよう努めている。また、市内において夜間休日の救急外来に対応するため、こころの健康センター内に救急診療所を設置することにより外来診療を提供している。さらに、精神保健福祉法に基づく緊急措置入院医療について、警察官からの通報を24時間受け付けるとともに、診察及び入院受入体制を確保しており、引き続き精神科救急医療体制構築を推進する。

事業実績

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
おおさか精神科救急ダイヤル	相談件数(件)	35,390	32,624	22,481
	相談件数(件)	3,156	3,105	2,998
救急診療所(一次救急)	受入患者数(人)	108	86	71

※こころの救急相談は府下全域対応している

大阪市内の精神科病床を持つ病院、精神科救急等対応可能な病院

所在地		精神科病床を持つ病院	精神科救急等対応可能な病院
北 部	北区	北野病院	
	都島区	大阪市立総合医療センター	大阪市立総合医療センター
西 部	大正区	ほくとクリニック病院	ほくとクリニック病院
東 部	天王寺区	大阪赤十字病院	
南 部	阿倍野区	大阪市立大学医学部附属病院	
	住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター	大阪府立急性期・総合医療センター

(イ) 精神障がい者の地域移行に関する取組み

第4期大阪市障がい福祉計画により、地域移行支援についての病院啓発やピアサポーターによる地域生活に関する情報提供を実施し、精神障がい者の地域移行に取り組んでいる。

入院中の精神障がい者地域移行実績(人)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域移行支援	新規利用者数	26	20	16
	退院者数	14	16	15

ピアサポートの活用による啓発実績（人）

		平成 25 年度 (6 病院にて)	平成 26 年度 (7 病院にて)	平成 27 年度 (6 病院にて)
ピアサポートの 活用	患者（人）	225	69	282
	病院関係者（人）	118	120	70
	地域交流会 参加者（人）	36	28	26

(ウ) こころの健康づくり対策

各区保健福祉センターでは、精神保健福祉相談・訪問を実施している。こころの健康センターにおいては、こころの健康講座の開催、こころの悩み相談、ひきこもり、自死遺族相談等の相談体制の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら、市民のこころの健康の保持増進やこころの健康づくり対策を推進する。

精神保健福祉相談等件数（件）

実施	項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保健福祉 センター	精神保健福祉相談・訪問指導	31,072	26,701	23,943
	電話相談	17,245	20,166	19,025
こころの 健康 センター	こころの悩み電話相談	1,688	2,312	2,274
	でかけるチーム精神保健相談	55	60	40
	思春期・薬物専門相談	71	118	85
	ひきこもり相談 (電話面接訪問)	268	384	531

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
こころの健康講座	5 回 計 294 人	5 回 計 262 人	5 回 計 237 人

(エ) 自殺対策の取組み

平成 20 年に自殺対策の中核的な審議検討機関として「大阪市精神保健福祉審議会自殺防止対策部会」を立ち上げ、平成 21 年 4 月には国の「自殺総合対策大綱」に基づき、「大阪市自殺対策基本指針」を策定した。また、平成 25 年 3 月に改定した健康増進計画「すこやか大阪 21（第 2 次）」においても、引き続きこころの健康づくりとして自殺対策を取り上げ、自殺死亡率の減少（平成 28 年までに人口 10 万人当たり自殺死亡率 21.2 以下にする）を目指して取り組んできた。

本市の自殺死亡率は、平成 22 年以降、減少傾向にあるものの、政令市では常に高い値となっているため、引き続き、国や関係機関との連携を図りながら、本市の状況に応じた自殺対策を体系的に推進していく。

各事業実績

事業名		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自死遺族相談（件）		48	36	57
自殺未遂者相談（件）		381	341	274
人材育成（ゲートキーパー研修）事業	専門研修（人）	218	101	92
	養成講座（人）	323	483	194
自死遺族のためのワークショップ（人）		56	28	39
アルコール依存症者への支援のための人材育成（人）		198	195	164

⑥救急医療 【担当：健康施策、消防局】

(i) 大阪市圏域における救急医療の現状

本市における平成 27 年中の救急搬送人員は、178,907 人で、搬送先については、二次および三次救急医療機関への搬送が 91.0%となっており、本医療圏の救急医療における重要な役割を担っている。

医療機関開設主体別搬送状況（人）

（平成 27 年）

区分	計	国立	公立	左記以外の公的	私的	その他
計	178,907	3,182	14,253	20,377	141,088	7
二次・三次救急医療機関	162,880	2,927	10,319	13,373	136,261	—
初期救急医療機関	947	—	1	—	946	—
その他の医療機関	15,072	255	3,933	7,004	3,880	—
その他の場所	8	—	—	—	1	7

資料：本市消防局調べ

傷病種別搬送状況（人）

（平成 27 年）

計	感染症	新生物	内分泌、栄養及び代謝の疾患	血液及び造血器の疾患	精神疾患	神経系・感覚器の疾患	循環器系の疾患	脳血管の疾患	呼吸器系の疾患	消化器系の疾患	性・尿器系の疾患
	妊娠・分娩	その他の疾患	閉鎖性の外傷	開放性の外傷	その他の外傷	溺水	中毒	熱中症	窒息	異物、誤飲	その他
178,907	1,897	3,103	5,193	720	2,129	8,714	12,018	8,455	15,548	19,627	7,149
	1,081	38,480	31,745	12,255	1,080	77	6,839	1,167	193	737	700

資料：本市消防局調べ

(ii) 初期救急医療体制

内科・小児科については、6か所の休日急病診療所において休日（年末年始を含む「以下同じ」）昼間の診療を実施し、中央急病診療所においては、全日夜間の診療を実施している。特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）については、平成6年2月から中央急病診療所において診療を実施している。

平成27年度の患者数は、休日・中央急病診療所あわせて89,892人と平成26年度と比べて4,051人減少した。

休日・夜間急病診療 利用者状況（内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科）（人）

〔中央急病診療所・休日急病診療所（6か所）〕

診療科	平成25年度	平成26年度	平成27年度
内科	25,780	28,294	25,692
小児科	38,542	37,645	36,483
眼科	11,085	9,888	9,692
耳鼻咽喉科	19,276	18,116	18,025
計	94,683	93,943	89,892

歯科については、大阪府歯科医師会において、休日昼間の診療を実施するとともに、平成16年6月から全日夜間の診療を実施し、緊急の歯痛、口腔疾患、外傷の救急処置を行うなど充実を図っている。

休日・夜間緊急歯科診療 利用者状況（歯科）（人） 〔大阪府歯科医師会館〕

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
休日	2,197人	1,939人	1,867人
夜間	5,331人	5,242人	5,294人

(iii) 二次・三次救急医療体制

大阪市内の二次救急医療機関数（診療科別）（平成 27 年 12 月現在）

	北部	西部	東部	南部	大阪市 計
医療機関数	25	18	32	22	97
内科	19	14	18	17	68
循環器科、循環器内科	4	8	7	3	22
呼吸器科	0	0	1	0	1
消化器科、消化器内科	0	1	2	2	5
神経内科	0	1	0	1	2
外科	13	9	13	11	46
心臓血管外科	1	1	0	1	3
消化器外科	1	1	0	1	3
脳神経外科	5	6	9	5	25
整形外科	8	8	11	9	36
形成外科	0	1	0	0	1
小児科	3	2	2	1	8
泌尿器科	1	2	0	0	3
眼科	0	1	1	0	2
耳鼻咽喉科	0	0	1	0	1
精神科	0	1	0	0	1
産婦人科	0	2	2	1	5

大阪市内の三次救急医療機関数（平成 27 年 12 月現在）

北部	西部	東部	南部	大阪市 計
1	0	3	2	6

(iv) 救急搬送体制（救急救命士養成状況、メディカルコントロール等）

本市消防局では、重度傷病者に対して救急救命処置を行うことができる救急救命士を計画的に養成しており、平成 28 年 4 月 1 日現在 375 名の救急救命士を配置し、救急救命士の常時乗車体制を確立している。

また、大阪市地域メディカルコントロール協議会では、①医師が救急活動を医学的観点から検証する事後検証体制、②救急救命士の病院実習等の再教育体制、③医師から救急隊員に対する指示・指導・助言体制、④救急救命士が活動する事前の指示書であるプロトコルの策定の 4 体制で構成するメディカルコントロール体制を確立し、救急救命士の処置範囲拡大を進めることにより、病院前救護体制の充実強化を図っている。

平成 25 年 2 月から、全救急隊のスマートフォンにリアルタイムで医療機関の受け入れ情報が受信でき、傷病者の観察項目を入力することにより、医療機関の検索と搬送連絡がワンストップで行なえる「救急搬送支援システム」を導入し、迅速かつ的確な傷病者の搬送に努めている。

(v) 救急医療啓発等

(ア) 応急手当の普及啓発

本市消防局では、平成6年度から傷病者の救命効果の向上を図るため、普通救命講習（3時間）、上級救命講習（8時間）及び応急手当普及員講習（24時間）の講習会を開催し、応急手当に関する知識と技術の普及啓発を実施している。

応急手当の着手率アップが救命率向上に有用であることから、受講しやすい体制を整備することや、幅広い年代層が繰り返し応急手当を学べる環境をつくることを目指して、胸骨圧迫やAEDに要点を絞った「救命入門コース（90分間）」を開始した。

さらに、パソコンやスマートフォンの画面を操作することで、応急手当の知識や手順を学べる体験型アプリを作成し、平成24年10月からWEB公開するなど、積極的な普及啓発活動に努めている。

【WEBサイト『ボジョレーに教わる救命ノート』 www.119aed.jp】

応急手当普及啓発実施状況

(平成27年中)

講習種類	実施回数(回)	新規受講者(人)	年延受講者(人)	延受講者(人)
救命入門コース	229	5,692	5,692	13,975
普通救命講習	1,509	21,563	30,418	719,309
上級救命講習	65	1,328	1,589	23,654
応急手当普及員講習	29	646	646	12,416
応急手当普及員再講習	48	—	1,030	13,517
応急手当普及員が実施した講習	1,001	13,389	16,644	185,536
応急手当指導員講習	4	108	108	5,042
計	2,885	42,726	56,127	973,449

注1：年延受講者は、再受講者等を含む

注2：延受講者は平成6年4月1日から平成27年12月末までの全ての受講者

資料：本市消防局調べ

(イ) 予防救急

高齢化の進展にともない救急件数が増加している中、安全だと思いがちな家庭内での転倒・転落によるケガや熱中症などの疾病を、「少しの注意と心がけ」で未然に防ぐことを目的として、救急隊の救急活動記録等のデータを分析し、発生原因や傾向、予防策を導き、テレビやラジオ、新聞をはじめとする様々な媒体や、救命講習会、防火訪問などの機会を通じて市民に情報提供し、さらなる安心・安全を推進している。

(vi) 大阪市関連施設におけるAED設置状況

市・区役所等本市施設（公の施設）でのAED設置数は、555台（平成28年4月現在）である。

(vii) 救急安心センターおおさか事業概要

突然のケガや病気の対応に困ったときに相談できる電話窓口で、大阪府内の全市町村が共同で運営している。救急安心センターおおさか（以下「安心センター」という。）では看護師及

び相談員が医師の支援体制のもと、救急医療相談や救急病院の案内、応急手当についてのアドバイスなどを 24 時間・年中無休で対応できる体制を整えており、救急医療相談の内容から緊急性があると判断した場合には、地元の市町村を管轄する消防本部に電話を転送し、速やかに救急車が出場することにより、自覚症状の乏しい潜在する重症者の救護にも寄与している。

平成 27 年中に 261,523 件の着信が寄せられ 104,385 件の救急医療相談のうち、緊急性があると判断して、各消防本部に電話を転送した事案は 4,529 件あった。

救急安心センターおおさか利用状況

(平成 27 年中)

全着信	病院案内	救急医療相談	救急車の必要ありと判断		その他
			大阪市内	大阪市外	
			261,523	129,308	

資料：本市消防局調べ

また、安心センターに寄せられる救急医療相談のうち、小児科領域の相談が 50%以上を占めることから、小児のケガや病気について、より簡便に市民が自ら緊急性を判断できるようなシステムの構築を目的に、次の関係機関と共同でスマートフォン専用アプリである「小児救急支援アプリ」を研究・開発し、平成 28 年 4 月 1 日から安心センター事業の一環として、大阪府内全域を対象に運用している。このアプリは、症状の簡単なチェックにより緊急性を判断できるだけでなく、大阪府内の小児科系医療機関（計 1,349 機関）を案内することができる。

平成 27 年度（一財）救急振興財団研究事業

◇大阪大学医学部 ◇大阪市立大学医学部 ◇大阪市地域メディカルコントロール協議会
◇大阪府 健康医療部保健医療室医療対策課 ◇大阪市消防局 救急部救急課

(viii) 重症心身障がい児者医療コーディネーター事業

実施時期：平成 26 年 6 月～

対象者：障がい者手帳 1 級・2 級かつ療育手帳 A を所持している者

事業概要：日常より重症心身障がい児者の診療をしており、豊富なノウハウを有している「医療型障がい児入所施設」に、専門的な知識などを持っている医師・看護師をコーディネーターとして配置し、症状が急変した際、登録された患者情報に基づき、応急的医療処置や連携医療機関等への受入調整等を行う。また、出生時の高度専門病院の主治医以外にかかりつけ医をもたない方に、近くのかかりつけ医を紹介する業務を行っている。

⑦災害医療 【担当：健康施策】

(i) 医療体制の整備

大阪市地域防災計画において、甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応可能なように、初期医療救護活動体制、後方医療体制の整備及び医薬品・医療資器材の確保等により、体系的な整備に努めることとしている。

(ア) 医療機関の状況把握

- (イ) 医薬品・医療資器材の確保
- (ウ) 初期医療救護活動体制の整備
 - ・通信手段の整備
 - ・医療調整班の準備活動
 - ・区医師会との協力体制の整備
- (エ) 後方医療体制の整備
- (オ) 大阪府医師会の対応
 - ・大阪市保健医療連絡協議会「医療部会」における準備検討
 - ・応急救護用医薬品、医療資器材等の備蓄体制整備
 - ・関係機関相互の連絡、情報通信体制の整備
 - ・医療救護対策本部の設置
 - ・医療救護体制の確立

- (ii) 医療救護活動
- (ア) 初期初動医療救護活動
 - a 市本部救急医療調整班の設置
 - b 救護所の設置
 - c 初期初動医療救護活動
 - ・災害派遣医療チーム（DMAT）
 - ・区医師会及び区内医療機関等による医療救護班（JMATなど）
 - ・大阪府の調整による応援医療救護班
 - d 医療救護班の業務内容

傷病者に対する応急処置、後方医療施設への搬送の要否及び優先順位の決定（トリアージ）、搬送困難な患者・軽症患者等に対する医療処置、状況により助産救助、被災住民の健康管理、死亡の確認、区本部、医療調整班をはじめ関係機関との連絡調整
 - e 輸送手段の確保
 - f 医薬品・医療資器材の確保
- (イ) 後方医療活動

被災を免れた市内の救護医療機関は患者の受入れ病床を確保する。さらに、医療調整班は、大阪府に府下全域での受入病床の確保を要請するとともに、関西広域連合との連携による他府県にも受入れ病床の確保を要請する。

 - a 災害医療機関における受入れ体制の確立
 - b 関係機関との連絡調整及び搬送手段の確保
 - c 医療調整班が行う連絡調整
 - ・患者受入れ先との連絡調整（大阪府、大阪府医師会（民間医療機関など）、他都市等）
 - ・搬送手段の確保の調整
- (ウ) 長期間にわたる避難所等における救護所の設置運営

災害時避難所の開設が長期間にわたった場合、区本部は医療調整班の協力を得て、以下の方針で救護所の運営を図る。

 - ・運営管理及び外部との総合調整は、区本部長が指名した者が行う。
 - ・内科系を中心としたチーム編成に切り換える。

- ・薬剤師を派遣し、薬品管理等を行う。
- ・精神科医、歯科医師の派遣も含めた編成も適宜加える。
- ・薬資材及び医療用ライフライン関係の補充体制の確保を図る。
- ・他都市等からの応援（ボランティア医師・看護師等含む）との連絡調整を行う。
- ・医療機関の稼働状況等により設置継続を適宜判断する。

(iii) 災害拠点病院とその役割

災害拠点病院とその役割

大阪市内の災害拠点病院

分類	所在地		病院名
基幹災害医療センター	南部	住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター
地域災害医療センター	北部	都島区	大阪市立総合医療センター
	西部	西区	多根総合病院
	東部	中央区	大阪医療センター
		天王寺区	大阪赤十字病院
		天王寺区	大阪警察病院
南部	阿倍野区	大阪市立大学医学部附属病院	
災害医療協力病院	北 部		25か所
	西 部		18か所
	東 部		32か所
	南 部		22か所

(平成27年12月現在)

⑧周産期医療 【担当：健康施策、保健管理、保健医療対策、こども青少年局】

(i) 疾病予防及び母子の健全な育成

出生率及び周産期における死亡統計

(平成26年)

地域	出生率		低体重 ¹⁾ 児出生率		乳児死亡率		新生児死亡率		周産期死亡率	
	実数	人口千対	実数	率	実数	出生千対	実数	出生千対	実数	出産 ²⁾ 千対
北部	5,708	8.6	555	9.7	7	1.2	2	0.4	17	3.0
西部	4,212	8.9	437	10.4	4	0.9	2	0.5	13	3.1
東部	6,179	8.6	597	9.7	18	2.9	10	1.6	26	4.2
南部	5,841	7.0	584	10.0	11	1.9	5	0.9	25	4.3
大阪市 計	21,940	8.2	2,173	9.9	40	1.8	19	0.9	81	3.7
大阪府	69,968	8.1	6,715	9.6	138	2.0	65	0.9	248	3.5
全国	1,003,539	8.0	95,768	9.5	2,080	2.1	952	0.9	3,750	3.7

1) 出生体重 2500g 未満 2) 出生+妊娠満 22 週以後の死産

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(ii) 母子保健体制

○母子保健事業

・乳幼児健康診査

乳幼児の疾病及び障がいの早期発見・早期治療を推進し、適切な保健指導を行い、健康の保持・増進を図るとともに養育者の子育て支援の場としている。

健康診査の結果、必要な方には発達相談（再検査）や精密健康診査を紹介している。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
3 か月児健康診査	96.4%	96.3%	97.0%
1 歳 6 か月児健康診査	94.0%	94.4%	95.0%
3 歳児健康診査	89.5%	91.8%	91.9%

資料：本市子ども青少年局調べ

3 か月健康診査	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健康・助言指導	69.1%	69.8%	68.5%
専門機関紹介	4.0%	4.0%	4.3%
経過観察等	21.1%	20.8%	21.0%
受診勧奨	1.2%	1.0%	1.3%
治療中	4.6%	4.4%	4.9%

1 歳 6 か月児健康診査	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健康・助言指導	71.5%	71.2%	70.5%
専門機関紹介	2.0%	2.0%	2.4%
経過観察等	22.7%	22.9%	22.9%
受診勧奨	0.6%	0.7%	0.7%
治療中	3.2%	3.2%	3.5%

3 歳児健康診査	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
健康・助言指導	63.3%	63.1%	62.7%
専門機関紹介	2.3%	2.3%	2.7%
経過観察等	30.2%	30.0%	30.1%
受診勧奨	1.2%	1.5%	1.3%
治療中	3.0%	3.1%	3.2%

・4・5歳児発達相談事業

平成 18 年 8 月から、各区保健福祉センターにおいて、こどもの気になる行動（落ち着きがない、こだわりが強い、一人遊びが多いなど）が心配な 4・5 歳児の発達の相談に応じ、医師・心理相談員等による診察・問診（聞き取り）、行動観察等を行い、助言や専門機関へ紹介するなど養育者への支援を行っている。

事業実績（人）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ 419	延べ 475	延べ 571

資料：本市子ども青少年局調べ

・妊婦健康診査事業

平成 24 年 4 月より、国の示す標準検査項目を全てを対象として公費負担を行うこととし、さらに、里帰り地で委託契約を締結できない医療機関での受診を希望する妊婦には、償還払いを実施するなど、公費負担の公平性の観点から、全ての妊婦が定期受診できるよう体制整備に取り組んでいる。

公費負担総受診者数（件）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
290,691	286,811	287,624

資料：本市こども青少年局調べ

・妊婦教室

母性の健康の保持と心身とも健やかな子どもを生ま育てるために必要な妊娠・分娩・産褥期に関する健康教育を、各区保健福祉センターにおいて、妊婦教室として開催し、妊婦同士の交流や情報交換を支援している。

事業実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
866 回	710 回	702 回
延べ 7,441 人	延べ 7,586 人	延べ 6,906 人

資料：本市こども青少年局調べ

・父親の育児参加啓発事業

将来の社会を築くこどもたちを心身ともに健やかに生ま育てる家庭環境づくりを目指す事業として、初妊婦とその夫及びその他の支援者を対象とした講習会「プレパパ・ママの育児セミナー」を開催し、父親に対して母性の認識向上を促し、乳幼児の育児に関する知識の普及啓発を行なっている。

事業実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
12 回	12 回	12 回
1,192 組 2,476 人	1,174 組 2,339 人	1,234 組 2,452 人

資料：本市こども青少年局調べ

・母子訪問指導事業・乳児家庭全戸訪問事業

妊娠・出産に関する不安や悩み、健康問題の早期発見・早期対応のため家庭訪問の必要な妊産婦に保健指導を行い、また、新生児や乳児とその母親または養育者に対しては、保健師や助産師が家庭訪問し、適切な保健指導を行っている。

事業実績（人）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延べ 28,092 人	延べ 28,061 人	延べ 28,583 人

資料：本市こども青少年局調べ

・専門的家庭訪問支援事業

若年や未婚、妊娠に不安がある妊婦や出産後育児不安のある養育者に対して、3 か月児健康診査までの期間に、保健師、助産師が家庭訪問を継続的に行い、不安の軽減に努め、育児に自信をもって取り組めるように支援している。

事業実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
509 人	467 人	509 人
延べ 3, 252 回	延べ 3, 363 回	延べ 3, 471 回

資料：本市こども青少年局調べ

乳幼児の医療対策としては、先天性代謝異常症などのマススクリーニング検査、未熟児養育医療、身体障がいのある児等に対する自立支援医療（育成医療）、結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療支援事業など、児童の健全育成に必要な医療費助成及び保健指導などの支援も実施している。

給付人員（人）

項 目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
先天性代謝異常等検査	22, 721	22, 864	22, 630
未熟児養育医療給付	546	562	523
自立支援医療（育成医療）	439	392	478
結核児童療育給付	0	0	0
小児慢性特定疾病医療支援事業	2, 225	2, 229	2, 394

(iii) 周産期医療と医療機能

大阪市内の周産期医療を行う病院数等（平成 26 年 7 月現在）

地域	分娩取扱		助産師 外来
	病院	診療所	
北部	5	6	6
西部	4	3	6
東部	7	5	7
南部	6	8	4
大阪市 計	22	22	23

大阪市内の大阪府周産期緊急医療体制参加病院における NICU、MFICU 病床数
（平成 26 年 1 月現在）

地域	N I C U 病床数	M F I C U 病床数
北部	45	14
西部	27	6
東部	24	9
南部	18	6
大阪市 計	114	35

（注）N I C U：新生児集中治療管理室 M F I C U：母体・胎児集中治療管理室 資料：大阪府調査
周産期緊急医療体制

大阪府下では、周産期緊急医療体制として、ハイリスク新生児に対する新生児診療相互援助システム（NMCS）が、重症妊産婦に対する産婦人科診療相互援助システム（OGCS）があり、地域医療機関の要請に応じて、集中治療施設を有する専門医療機関が受入れを行っている。

大阪市内の周産期緊急医療体制参加病院数（平成26年1月現在）

地域	NMCS	OGCS
北部	4	4
西部	2	2
東部	3	6
南部	3	3
大阪市 計	12	15

周産期母子医療センター

出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度専門的な医療に対応する医療機関であり、母体・胎児集中治療管理室（MFIICU）を6床以上、新生児集中治療管理室（NICU）を9床以上備えた総合周産期母子医療センターと新生児集中治療管理室を6床以上備えた地域周産期母子医療センターがある。

平成22年度には、大阪市立総合医療センターが総合周産期母子医療センターに、大阪府立急性期・総合医療センター及び大阪市立大学医学部附属病院が地域周産期母子医療センターに認定された。

大阪市内の周産期母子医療センター

（平成27年12月現在）

分類	所在地		病院名
総合周産期母子医療センター	北部	都島区	大阪市立総合医療センター
	東部	浪速区	愛染橋病院
地域周産期母子医療センター	北部	東淀川区	淀川キリスト教病院
		北区	北野病院
	西部	西淀川区	千船病院
	東部	天王寺区	大阪赤十字病院
	南部	住之江区	大阪市立住吉市民病院
		住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター
阿倍野区		大阪市立大学医学部附属病院	

⑨小児救急を含む小児医療 【担当：健康施策、保健管理、保健医療対策、障がい福祉、消防局】

(i) 大阪市圏域における小児医療体制の現状

乳児死亡率・小児死亡率

（平成26年）

地域	乳児死亡率《再掲》		小児死亡率		
	実数	出生千対	推計人口1～14歳	死亡数1～14歳	人口千対
北部	7	1.2	65,818	8	0.12
西部	4	0.9	53,431	3	0.06
東部	18	2.9	78,383	7	0.09
南部	11	1.9	91,342	6	0.07
大阪市 計	40	1.8	288,974	24	0.08

資料：厚生労働省「人口動態統計」

大阪市内の小児科標榜医療機関数 (平成 27 年 7 月現在)

地域	病院	診療所
北部	13	127
西部	10	89
東部	16	150
南部	8	195
大阪市 計	47	561

資料：大阪府医療機関情報システム

大阪市内小児科救急搬送人員数の推移 (人)

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
小児科全体		7,695	8,272	7,891
	軽症	5,981	6,454	6,059
	中等症	1,697	1,810	1,820
	重症	5	4	6
	死亡	12	4	6

資料：本市消防局調べ

医療圏別小児科救急患者搬送人員 (人)

(平成 27 年)

搬送先 発生場所	市北部 (割合)	市西部 (割合)	市東部 (割合)	市南部 (割合)	市外 (割合)	計
大阪市北部	1,491 88.0%	96 5.7%	27 1.6%	4 0.2%	77 4.5%	1,695
大阪市西部	755 43.2%	542 31.0%	245 14.0%	184 10.5%	21 1.2%	1,747
大阪市東部	986 49.2%	86 4.3%	841 41.9%	63 3.1%	30 1.5%	2,006
大阪市南部	170 7.0%	142 5.8%	472 19.3%	1,500 61.4%	159 6.5%	2,443
計	3,402	866	1,585	1,751	287	7,891

資料：本市消防局調べ

発達障がいについては、平成 18 年 1 月より発達障がい者支援センターを設置し、発達障がいのある人及びその家族に対し、相談支援及び発達支援等を実施している。

大阪市発達障がい者支援センターにおける利用人数 (人) [相談支援・発達支援]

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延 1,783	延 1,829	延 1,733

(ii) 初期救急医療体制

平成 27 年度に中央急病診療所及び 6 休日急病診療所を受診した小児科の患者数は、平成 26 年度に比して、1, 162 人減少した。

急病診療所受診患者数の推移 (人)

診療所名	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	
中央急病診療所	25,956	20,253	21,036	19,335	19,312	18,261	18,112	
休日急病診療所	都 島	3,294	2,196	2,646	2,447	2,196	2,508	2,245
	西九条	3,810	2,840	3,138	3,083	2,796	3,095	3,002
	十 三	2,139	1,539	1,857	1,552	1,507	1,623	1,524
	今 里	3,499	2,301	2,815	2,487	2,345	2,588	2,412
	沢之町	4,733	2,797	3,395	3,221	2,887	3,315	3,050
	中 野	8,885	6,566	6,925	6,423	6,290	6,255	6,138
計	52,316	38,492	41,812	37,356	38,525	37,645	36,483	

(iii) 二次小児救急医療体制、重篤な小児救急患者を対象とした医療体制

大阪市内の二次救急医療機関

(平成 27 年 12 月現在)

所在地	医療機関名	体制	備 考	
北 部	北区	北野病院	固定・通年制	
	東淀川区	淀川キリスト教病院	固定・通年制	
	旭区	中野こども病院	固定・通年制	
西 部	福島区	JCHO 大阪病院	固定・通年制	
	西淀川区	千船病院	固定・通年制	
東 部	浪速区	愛染橋病院	輪番制	第一・三水曜日及び月～金曜日の 9 時～19 時。ただし、祝日・年末年始除く。
	天王寺区	大阪警察病院	輪番制	毎週木曜日
南 部	住吉区	大阪府立急性期・総合医療センター	固定・通年制	

大阪市内の三次救急医療機関数 (平成 27 年 12 月現在)

北部	西部	東部	南部	大阪市 計
1	0	3	2	6

(iv) 小児慢性特定疾病医療支援事業

児童福祉法に基づき、慢性疾病のうち特定の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童の健全育成を図るため、医療給付事業を行う。対象疾患は悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患の 14 疾患群。

疾患群別 医療給付状況 (人)

(平成 27 年度)

疾患群名	入院	通院	合計
悪性新生物	114	163	277
慢性腎疾患	42	128	170
慢性呼吸器疾患	55	52	107
慢性心疾患	119	296	415
内分泌疾患	36	684	720
膠原病	11	45	56
糖尿病	15	96	111
先天性代謝異常	19	73	92
血液疾患	12	46	58
免疫疾患	9	12	21
神経・筋疾患	105	148	253
慢性消化器疾患	37	39	76
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	15	16	31
皮膚疾患	1	6	7
計	590	1,804	2,394

(v) 療育指導事業等

小児慢性特定疾病など慢性疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とする児童について適切な療育を確保するために、その疾病及び療育の状況を把握するとともに、その状況に応じた専門医師等による適切な相談指導を行い、長期療養児の日常生活における問題や障がいの軽減、健康の保持増進及び福祉の向上を図ることを目的として、長期療養児療育指導事業、小児慢性特定疾病児等療養相談会、小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業を実施している。

長期療養児療育指導事業では、大阪市内 24 区保健福祉センターにおいて、保健師による面接や訪問指導による個別の療養支援を行っている。また、近年増加している在宅で医療的ケアを必要とする児に対して、医療機関から在宅生活へのスムーズな移行と関係機関連携を含めた在宅療養環境の整備を目的に保健師による支援を行い、また保健所小児科医師と保健師で必要な事例に対し個別支援会議も実施し、安心して療養できるよう努めている。

小児慢性特定疾病児等療養相談会は大阪市保健所にて年 6 回行っており、講演会や患児の保護者による体験談、医師・保健師・栄養士・ピアカウンセラーによる個別相談、疾病や児の年代を意識したグループでの交流会などを実施している。

小児慢性特定疾病児等ピアカウンセリング事業では、同じ疾病を持つ方々の交流の場におけるピアサポートにより、小児慢性特定疾病児及び保護者等の心理的・精神的な支援を実施している。

従前行っていたピアカウンセラーによる電話・面接については実施方法の見直しを行い、平成 27 年度から小児慢性特定疾病児等療養相談会に統合して実施している。

事業実績(人)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
長期療養児療育指導事業	面接相談(人)	1,211	1,169	1,170
	訪問指導(人)	290	315	349
小児慢性特定疾病児等療養相談会	参加人数(人)	110	113	130
小児慢性特定疾病児等 ピアカウンセリング事業	電話相談(人)	44	54	-
	面接相談(人)	15	21	37

⑩在宅医療 【担当：健康施策、保健管理、高齢福祉】

(i) 大阪市圏域における在宅医療の現状

在宅医療を推進していく上で、在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所、在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤指導を実施する薬局及び訪問看護ステーション、また、急変時の受入先として二次救急医療機関等の役割は重要である。本圏域には、184の病院、3,421の診療所、2,236の歯科診療所、1,543の薬局、195の訪問看護ステーション、97の二次救急医療機関がある。そのうち在宅療養支援診療所は779診療所、在宅療養支援歯科診療所は229診療所、訪問薬剤指導を実施する薬局は1,370薬局、在宅療養支援病院は33病院、かかりつけ医を支援する地域医療支援病院は12病院が承認されている。

大阪市内 65 歳以上人口

平成 22 年 12 月 1 日現在 市内 65 歳以上人口	平成 37 年市内 65 歳以上人口 (推計値)
614,554	725,748

資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値

死亡場所（大阪市）

	総数	病院	診療所	介護老人 保健施設	老人ホーム	自宅	その他
平成 22 年	25,925	19,917	158	115	586	4,459	690
平成 27 年	27,518	20,496	129	337	1,267	4,620	669

資料：厚生労働省「人口動態統計」

在宅療養支援医療機関等

(平成 27 年 7 月現在、地域医療支援病院は平成 26 年 11 月現在)

地 域	在宅療養 支援病院	地域医療 支援病院	在宅療養 支援診療所	在宅療養支援 歯科診療所	訪問看護ス テーション	訪問薬剤指導を 実施する薬局数	二次救急 医療機関
北 部	5	4	154	58	37	327	25
西 部	6	1	114	37	31	204	18
東 部	14	5	251	61	61	430	32
南 部	8	2	260	73	66	409	22
大阪市計	33	12	779	229	195	1,370	97

資料：近畿厚生局「施設基準の届出受理状況」等

(ii) 在宅医療のネットワークと情報提供

(a) 在宅医療・介護連携推進事業

平成 27 年度から在宅医療・介護連携推進事業が新たに介護保険法の地域支援事業に位置づけられたことから、本市が主体となり地区医師会等と連携しながら平成 30 年 4 月までに国において定められた 8 つの事業項目（以下（ア）～（ク））を実施できるよう取り組みを進めています。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

実施時期：平成 27 年 4 月～

事業概要：各区が中心となり、（ア）・（イ）・（カ）・（キ）の事業項目として、区の特徴を踏まえつつ、地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、地域における在宅医療・介護連携の現状や社会資源を把握し、課題の抽出、対応策の検討を行っている。さらに、地域の医療・介護関係者の連携を進めるために、多職種による研修の実施や地域住民に在宅医療について理解してもらえよう講演会の開催やパンフレット等の作成に取り組んでいる。

また、（ウ）・（エ）・（オ）の事業項目については、委託により市内 1 か所（東成区）において平成 27 年 8 月から医療・介護関係者等からの相談を受け付ける窓口を設置し、専任のコーディネーターが連携調整、情報提供等の支援を行う高齢者等在宅医療・介護連携相談支援事業をモデル的に実施しており、平成 28 年 8 月から 11 区に拡充し実施している。

さらに、コーディネーター間の情報共有や資質向上を目的とした連絡会を毎月開催するとともに、広域的な課題に対応するため、平成 28 年 9 月から大阪市在宅医療・介護連携推進会議を設置している。

(b) 高齢者に対する支援

高齢者に対する支援として、大阪市では、介護保険法に基づき平成 18 年 4 月に地域包括支援センターを各区に 1 か所（計 24 か所）設置し、適切なケアマネジメントを行うためケアマネジャーと医師との連携を強化する取り組みや、高齢者が住み慣れた地域で継続して住み続けられるよう関係機関とのネットワークづくりを進めている（平成 28 年度は 66 か所）。

また、高齢者が住み慣れた地域で継続して住み続けられるよう、在宅医療と介護・福祉の連携強化の推進に向け、特に認知症高齢者支援に焦点を当てて、かかりつけ医と地域包括支援センターを中心に、認知症の早期対応システムづくり等、関係機関が具体的に連携するための方策の検討や取り組みを行う認知症高齢者支援ネットワーク事業を実施し、段階的にこれら事業を広げ、連携をより強固なものにするための取り組みを進めてきた。平成 24 年度からは、各

区において認知症高齢者支援及び高齢者の在宅生活を支援するため、これまでの取組により培った医療と介護・福祉の連携体制の定着・発展を図るとともに、認知症に関する諸課題等を関係機関・市民等に周知する事業を実施することとしている。

さらに平成 26 年度からは、これまで築いてきた認知症高齢者支援ネットワークを活用しながら、「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するための取組を行っている（平成 27 年度は 3 区で 3 チーム、平成 28 年度から 24 区に拡大）。

(ア) 認知症初期集中支援チームモデル事業

実施時期：平成 26 年 7 月～平成 27 年 3 月

事業概要：医療・介護・福祉専門職と専門医で構成する「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに設置し、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するモデル事業を実施。

(イ) 認知症初期集中支援推進事業

実施時期：平成 27 年 4 月～

事業概要：平成 26 年度のモデル事業の検証結果を踏まえ、平成 27 年度から包括的支援事業へ移行された本事業を 3 区で先行実施し、平成 28 年度からは 3 区から 24 区に拡大して実施する。さらに、若年性認知症対応を強化する必要性が明らかになったが、支援内容が多岐にわたり、短期間では対応できないことから、認知症初期集中支援チームの体制を強化し、長期的・継続的な支援に取り組むことにより、認知症の早期発見・早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

平成 27 年度実績

	東淀川区	城東区	東住吉区
訪問支援ケース数	59 件	102 件	76 件

(iii) 難病の在宅医療

(ア) 難病患者面接・訪問相談事業

特定医療費（指定難病）受給者証交付申請時等に各区保健福祉センターの保健師により面接相談を行い、療養上の不安の軽減を図るとともに適切な援助を行っている。またより支援の必要な方に対し、訪問により療養方法や介護の訪問指導、諸制度利用等について相談・支援等を行う。平成 17 年度より要支援難病患者の支援の充実を目指して、難病面接相談対象者の重点化を図っている。

事業実績（人）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
面接相談	6,327	6,623	5,953
訪問指導	1,277	956	885

(イ) 難病患者療養相談事業

同じ病気をもつ方が一堂に会し、専門医師等の個別相談および患者家族の交流会により、日常生活上生じる問題や障がいの軽減を図る目的で、疾患群ごとに年 17 回開催している。

参加者数（人）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
459	538	434

(ウ) 大阪神経難病医療推進協議会事業

大阪難病医療情報センターを事務局として、大阪府・大阪市等行政・府医師会・関係医療機関が連携し、在宅医療推進事業（大阪神経難病医療ネットワーク事業）、医療療養相談会等の事業を行う。平成 27 年度までの在宅医療推進事業登録者数は 108 件。

⑪その他の対策

(i) 医療安全対策 【担当：保健医療対策】

本市では、患者・家族の皆さんが安心して医療をうけることができるよう、平成 16 年 4 月から、医療安全相談窓口「患者ほっとライン」を設置している。

平成 19 年 4 月に医療法の一部が改正され、都道府県、保健所設置市及び特別区において、医療安全支援センターの設置についての努力義務が課され、大阪府下においては、平成 19 年 4 月より大阪府が「医療安全相談センター」を設置し、相談・情報提供・研修機能の充実に努めている。

本市等府下の保健所設置市においては、医療安全相談窓口により、これらの相談機能の充実に努めている。

また、毎年実施している病院等への立入検査時において、医療安全対策が十分になされているか確認を行い、不十分な医療機関に対して、助言・指導を行っている。

医療安全相談窓口「患者ほっとライン」相談件数（件）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1,792	1,598	2,004

相談種別内訳（1つの相談で複数の内容の場合有り）

相談（苦情・提言）内容	H25	H26	H27
医療行為・医療内容	433	237	896
（再掲：医療事故又は医療過誤と主張）	(125)	(11)	—
従事者の接遇	214	197	208
施設に関する苦情	281	120	28
カルテ開示	35	26	18
医療費（診療報酬等）	177	129	138
セカンドオピニオン	18	10	20
インフォームドコンセント	11	9	—
その他	157	399	285
計	1326	1127	1593

相談内容（相談・問い合わせ）	H25	H26	H27
健康や病気に関すること	183	80	209
医療機関の紹介・案内	238	307	255
薬（品）に関すること	55	67	38
その他	109	49	—
計	658	585	502

(ii) 感染症対策 【担当：感染症対策】

(ア) 感染症対策（結核、性感染症およびエイズを除く）

a. 感染症対策

大阪市域における三類感染症の患者数（人）

	病名	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
三 類	コレラ	0	0	0
	細菌性赤痢	7	4	1
	腸チフス	1	3	2
	パラチフス	2	1	0
	腸管出血性大腸菌感染症	59	45	45

(注)・急性灰白髄炎及びジフテリア（二類感染症）の発生はなし。（結核を除く）

・平成 19 年度より法改正により、コレラ、赤痢、腸チフス、パラチフスについては二類から三類感染症となった。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正に伴い、感染症の防疫措置を迅速かつ確実、広域的に実施するため、各区保健福祉センター、医療機関をはじめ関係機関とも連携を密にし感染症防止対策を推進している。また、一類から五類感染症の全ての疾病を対象とし、感染症発生動向調査委員会等において、府内及び本市の流行状況を分析し、定点医療機関を始め、医師会・保健所・保健福祉センター等関係機関に還元し、医療機関のプライマリ・ケアの推進、予防接種、小児集団生活の指導や管理、衛生教育などに活用し、効果をあげている。今後も引き続き、迅速な情報の収集・分析を行い、市民や医療機関に広く情報提供することなどにより予防、まん延防止に努める。

b. 予防接種対策

日本脳炎第 1 期（対象年齢：生後 6 月から 90 月に至るまで）については平成 21 年 6 月より「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」が定期的予防接種として位置づけられた。

また、日本脳炎第 2 期（対象年齢：9 歳から 13 歳未満）についても平成 22 年 8 月より同ワクチンが定期的予防接種として位置づけられるとともに、接種機会を逃した 9 歳から 13 歳未満への経過措置も実施されることになった。さらに、平成 23 年 5 月からは、平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で 20 歳未満の者も経過措置の対象となり、平成 25 年 4 月からは、平成 7 年 4 月 2 日から平成 7 年 5 月 31 日までの間に生まれた者も経過措置の対象者に追加された。

○高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種（平成 13 年度～）

実施時期：毎年 10 月 1 日～翌年 1 月末日まで

事業概要：予防接種が高齢者の発病防止や、特に重症化防止に有効であることが確認されたことから、高齢者を対象にインフルエンザが予防接種法の対象疾病に追加された。

○麻しん・風しん混合ワクチン予防接種（平成 18 年度～）

事業概要：麻しん、風しんについては、生後 12 か月～90 か月までの間にそれぞれの単抗原ワクチンを各 1 回接種していたが、予防接種法施行令の一部改正により、麻しん・

風しん混合ワクチンを2回（第1期：生後12か月～24か月と第2期：5歳～7歳未満に各1回、計2回）接種することとなった。

○麻しん、風しんの予防接種への単抗原ワクチンの追加（平成18年度～）

事業概要：平成18年6月2日付予防接種法施行令の一部改正により、接種可能ワクチンに麻しん、風しんの単抗原ワクチンが追加された。

○麻しん・風しん混合ワクチン予防接種の時限措置（平成20年度～24年度）

事業概要：平成20年度の予防接種法施行令改正により、麻しん風しん予防接種の第3期（中学1年生に相当する年齢の者）及び第4期（高校3年生に相当する年齢の者）が5年間の時限措置として規定された。

○不活化ポリオワクチン、4種混合ワクチン予防接種（平成24年度～）

事業概要：予防接種実施規則の一部改正により、平成24年9月から不活化ポリオワクチンが、同11月から4種混合ワクチン（ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ）が定期の予防接種として位置づけられた。

○ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチン予防接種（平成25年度～）

事業概要：予防接種実施規則の一部改正により、平成25年4月1日からヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが定期の予防接種として位置づけられた。

なお、これらのワクチンについては、国の緊急経済総合対策として子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業が平成22年度補正予算に計上されたことから、大阪市内においても平成23年2月1日から無料接種事業を実施していた。

○水痘（みずぼうそう）ワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチン（平成26年度～）

事業概要：予防接種法施行令の一部改正により、平成26年10月から水痘・高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期の予防接種として位置付けられた。

大阪市域での予防接種実施件数（件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
DPT-IPV	67,035	84,252	87,730
三混（DPT）	29,593	7,035	877
二混（DT）	10,293	10,297	9,695
MR（1期）	21,311	21,291	20,727
MR（2期）	18,690	18,526	18,318
MR（3期）	—	—	—
MR（4期）	—	—	—
日本脳炎（1期）	49,150	51,401	50,606
日本脳炎（2期）	5,625	5,624	5,150

日本脳炎（経過措置）	14,513	9,698	4,731
ポリオ	—	—	—
ポリオ（不活化）	36,671	12,539	3,196
インフルエンザ	300,751	317,478	309,618
ヒブ	94,433	88,717	87,444
小児用肺炎球菌	92,300	88,174	87,657
子宮頸がん	2,587	290	142
水痘	—	34,350	43,043
高齢者用肺炎球菌	—	49,685	41,624

（20年度よりMR3期・4期が追加。23年2月1日より、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンの無料接種を実施。24年度より不活化ポリオ、4種混合ワクチンが追加。26年度より水痘ワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチンが追加。）

○風しん抗体検査事業（平成26年度～）

事業概要：主として先天性風しん症候群の予防のために、予防接種が必要である風しん感受性を効率的に抽出するための抗体検査を各区保健福祉センターにおいて実施し、風しんの感染予防、まん延防止を図る。

事業実績（人）

平成26年度	平成27年度
2,579	2,127

○風しん予防接種費用助成（平成26年度～）

事業概要：風しん抗体価が低い妊娠を希望する女性及び妊娠を希望する女性の配偶者（妊婦の配偶者を含む）に対し、先天性風しん症候群を予防するための対策として、風しんワクチン接種費用の助成を行う。

事業実績（人）

平成26年度	平成27年度
1,641	1,638

（イ）今後の方策

a 感染症対策

平成25年4月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行を受け、対策の充実、強化を図るため、市民や大阪市新型インフルエンザ等対策有識者会議からの意見を踏まえ、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

新型インフルエンザ等対策を府政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、市町村、関係機関が相互に連携して対策を講じていく。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。

また、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、平成27年7月、各種マニュアル等を新たに作成及び改訂し対策の充実を図る。

b 予防接種対策

本市広報・ホームページへの掲載や学校・保育所等の関係機関と連携を図り、予防接種に関する情報を周知することにより、接種を勧奨し、接種率の向上に努める。

(ウ) 結核対策

本市における結核の罹患率（1年間に新たに結核患者として登録された人の人口10万対比）は、順調に減少してきたが、いまだ全国平均の約2.4倍（平成26年）という状況であり、特にあいりんの結核罹患率はきわめて高率となっている。

新登録者数及び罹患率

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年度
新登録患者数	1,109	1,142	1,058	988	未確定
罹患率	41.5	42.7	39.4	36.8	未確定

DOTS実施数

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年度
ふれあいDOTS	392	367	395	362	未確定
あいりんDOTS	48	46	37	39	未確定

※未確定部分は9月末に確定予定。

平成13年2月に「大阪市結核対策基本指針」を策定し、結核罹患率を10年間で50以下にするという大目標のもとにDOTS事業をはじめとする様々な結核対策事業を推進してきた結果、本市の結核罹患率は、平成21年で49.6となり、目標を達成することができたが、全国平均と比べると約2.6倍という高い状況にあった。

このような状況の中では、これまでの施策を漫然と実施するものではなく、大阪市のこれまでの結核対策及び現状を踏まえ、大阪市の結核事情の更なる改善に向けた取り組みが必要であり、平成23年度に「第2次大阪市結核対策基本指針」を策定し、各種事業を実施している。

a 効果的な健康診断の促進

適正な治療と患者管理とともに、早期の患者発見も重要である。このため、定期健康診断の徹底、有症状者の早期受診と医療機関による早期診断が重要である。また患者発生時にはその感染源や二次感染者発見のための接触者健診も適切に行っていく必要がある。具体的には、①定期健康診断の徹底、②接触者健診の徹底、③あいりん・野宿生活者の対策強化、④届出の徹底と診断の遅れの改善を行う。

b 予防接種

乳幼児が結核に感染発病すると重症化する恐れが高いため、発病防止の観点から乳児期（1歳未満）のBCG接種率をより向上させることが必要である。具体的には、①乳児期のBCG接種を徹底し、接種率の向上を図る。②接種医師への説明用CDの配布、正しい接種手技のリーフレットを接種会場に配置する、接種技術の向上を図る。

c 集団感染対策

集団感染対策においては、患者の早期発見が最重要であり、上記aに掲げる項目の徹底が必

要である。

また、医療機関では診断のついていない感染性結核患者を含め様々な疾病の患者が集まることから、結核の伝染形式は空気感染であるため、院内感染対策に万全を期することが望まれる。国においても増大する医療機関での結核集団感染に対応するため、「結核院内（施設内）感染対策の手引き」を作成した。院内感染対策は、患者の早期発見、患者発生時の対応、職員の健康管理、施設の構造設備や環境面等広い範囲についての総合対策であるので、すべての医療機関において院内感染対策委員会を設置し、感染防止対策に取り組むことが必要であるとしている。こうしたことから、本市においても医療機関向けの結核院内感染対策ガイドラインを作成し、市内各医療機関に配布し、院内感染対策の充実・強化を図る。

d DOTS等の推進

これまでDOTSに繋がらなかった患者を1人でも多くDOTSに繋げ、確実に治療終了に導くため、多様化する患者ニーズに対応できるDOTSの充実を図り、また、国の結核患者収容モデル事業を活用し、白鷺病院、十三市民病院にそれぞれ1床ずつモデル病床を整備し、結核患者を医療上の必要に応じて一般病床においても適切に收容するための体制を整備してきたが、今後、合併症対策などに対応できるようなモデル病床の活用方法について、検討する必要がある。

e 結核医療の提供

結核病床の減少や高齢化による基礎疾患を有する結核患者の増加に対応するため、必要な結核病床の確保に加え、病態に応じた適切な医療の提供が可能となるよう医療機関等の連携体制を整備する。

具体的には、国立病院機構近畿中央胸部疾患センター、大阪府立病院機構呼吸器・アレルギー医療センター、国立病院機構刀根山病院は、結核の標準治療のほか、多剤耐性結核や管理が複雑な結核の治療を行う中核的な病院としての役割を担っており、引き続きこれらの良質、かつ適切な医療の提供を行う。また、大阪府立精神医療センターは、認知症などの精神疾患を有する結核患者の受入体制を整備する。さらに、透析患者、その他合併症を有する結核患者に適切な医療を提供できるよう、二次医療圏ごとに地域の公立病院をはじめとする医療機関を確保する。

これらの医療体制を整備するため、関係医療機関へは引き続き必要性を説明し協力を依頼していく。

f 人材の養成

今後、入院期間の短縮や結核医療従事者及び患者数の減少等により保健所の役割がますます高まるものと考えられるので、保健所の医師、保健師、放射線技師等に対する研修の充実を図り、結核に対する知識・技術の専門性を高める。また、結核医療及び健診並びに予防接種に従事する医師等の専門職種に対する研修・講習会の実施等により結核対策に必要な知識及び技術の向上を図る。

g 普及啓発

今後、入院期間の短縮や結核医療従事者及び患者数の減少等により保健所の役割がますます高まるものと考えられるので、保健所の医師、保健師、放射線技師等に対する研修の充実を図

り、結核に対する知識・技術の専門性を高める。また、結核医療及び健診並びに予防接種に従事する医師等の専門職種に対する研修・講習会の実施等により結核対策に必要な知識及び技術の向上を図る。

h 関係機関との連携

府域全体の結核事情の改善のため、大阪市をはじめとする保健所政令市とも課題を共有し、最適な結核対策を効果的に行えるよう連携を強化する。

(エ) 性感染症予防対策

近年、若年層の性感染症患者が徐々に増加し、性感染症に対する知識の欠如が指摘されるなど、社会の風紀環境の悪化傾向が見られる。

性感染症対策のさらなる重要性を考慮し、性感染症予防に関する意識の普及啓発に努め、実態を把握するために、感染症発生動向調査を行うなど、平成 11 年 4 月施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて「性感染症に関する特定感染症予防指針」に則り、必要な対策を実施している。

3 区保健福祉センター（北区、中央区、淀川区）において、梅毒血清反応検査及びクラミジアトラコマチス抗体検査を（平成 27 年度よりクラミジアトラコマチス抗原検査に変更）、火曜日・木曜日に常設検査会場において梅毒血清反応検査及び B 型肝炎抗原検査を、土曜日・日曜日常設検査会場において B 型肝炎抗原検査を、それぞれの HIV 検査時に希望者に対して無料で実施している。

- 開始時期：・区保健福祉センター 平成 13 年度
 ・木曜日夜間常設検査 平成 8 年度から平成 22 年度まで実施
 ・土曜日常設検査 平成 14 年度
 ・日曜日常設検査 平成 20 年度
 ・火曜日夜間・木曜日夜間常設検査 平成 21 年度
 （平成 23 年度より、金曜日から木曜日へ変更）

事業実績

大阪市実施分（区保健福祉センター）（件）

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
梅毒血清反応検査	4,559	4,719	4,710
クラミジアトラコマチス抗体検査（H27 抗原検査）	4,452	4,566	4,086

土曜日常設検査 毎週土曜日（祝日・12/28～1/4 を除く）（件）

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
梅毒血清反応検査			
B 型肝炎抗原検査	2,073	2,240	2,302

（平成 25 年度より、土曜日常設検査を即日検査に変更して実施）

（平成 26 年度より、定員を 50 名に増やして実施。）

日曜日常設検査 毎週日曜日（祝日・12/28～1/4 を除く）（件）

項目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
B 型肝炎抗原検査	2,029	2,051	2,086

（平成 26 年度より、定員を 50 名に増やして実施。）

火曜日・木曜日夜間常設検査（祝日・12/28～1/4を除く）（件）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
梅毒血清反応検査	2,856	2,810	2,570
B型肝炎抗原検査	2,842	2,798	2,543

性感染症については、正しい知識を持って行動することが重要であることから、今後も市町村、医療機関、教育関係者等と連携し、効果的かつきめ細かな性感染症予防知識の普及啓発をより一層推進する。特に、感染が増大している若者層を対象に、性教育やエイズ教育と併せて効率的な啓発を実施する。

（オ）HIV感染症・エイズ対策

HIV感染者・エイズ患者報告数の増加、感染者・患者報告数に占める患者報告数の割合が高く、若い世代及びMSM(男性間で性行為を行う者)における感染拡大が顕著である。一方でHIV検査受検者数が減少している現状を踏まえ、平成24年3月に、5年間で新規エイズ患者報告数を25%減少させることを目標とした「第2次大阪市エイズ対策基本指針」を策定し、（1）正しい知識の普及啓発（2）HIV検査・相談体制の充実（3）保健・医療・福祉の連携強化（4）人材育成及び関係団体との連携（5）施策の実施状況とその効果の評価を柱として対策を実施している。

大阪市におけるHIV感染の状況（人）

項目	平成25年	平成26年	平成27年
エイズ患者報告数	40	42	41
HIV感染者報告数	145	130	149

平成元年～平成27年 大阪市域内累積患者・感染者数 2,421人

・HIV検査

3区保健福祉センター（北区、中央区、淀川区）及び、火曜日・木曜日夜間常設検査会場、土曜日・日曜日昼間常設検査会場において、匿名によるHIV検査及び検査に伴う相談を無料で実施している。

事業実績

大阪市実施分（区保健福祉センター・保健所）（件）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
男性	3,086	3,408	3,380
女性	1,569	1,420	1,376
その他	—	—	59

土曜日常設検査 毎週土曜日（祝日・12/28～1/4を除く。）（件）

平成25年度	平成26年度	平成27年度
2,111	2,290	2,357

（平成25年度より、土曜日常設検査を即日検査に変更して実施）

（平成26年度より、定員を50名に増やして実施。）

日曜日常設検査 毎週日曜日（12/28～1/4を除く）（件）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2,075	2,099	2,149

（平成 26 年度より、定員を 50 名に増やして実施。）

火曜日・木曜日夜間常設検査（祝日・12/28～1/4を除く）（件）

（平成 23 年度より、金曜日から木曜日へ変更）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2,891	2,844	2,609

今後は多様な媒体を活用した広範な啓発活動に加えて、医療関係団体、教育関係者、NGO 等と連携し、効果的かつきめ細かな普及啓発活動をより一層推進するとともに、手法に工夫を凝らした個別施策層に対象を絞った啓発活動も充実していく。

また、各区保健福祉センターにおける相談指導體制の充実に努めるとともに、H I V 検査体制の改善・充実を図る。

（iii）臓器移植の推進 【担当：感染症対策】

今後の方策

引き続き、（公社）日本臓器移植ネットワーク、（公財）大阪腎臓バンク、患者団体などの関係機関・団体との連携を強化し、普及啓発活動、各種支援活動などに取り組んでいく。

（iv）難病対策 【担当：保健管理】

（ア）保健所における個別援助・集団事業の充実

本市では、各区保健福祉センターにおいて訪問、面接等により個別援助を行っているが、難病患者療養支援マニュアルを活用し、一層充実した支援に努める。

集団事業については、全疾病対象にした相談会を継続し、各疾病のニーズに応じた支援の充実を図る。

（イ）地域における療養支援体制の整備

難病患者の療養支援には、保健・医療・福祉の連携が不可欠であり、専門医療機関と地域での様々なサービスを有効に活用する必要がある。保健師は、大阪府が組織する協議会の事業に積極的に協力し、それらを活用することにより、効果的な地域ケアの体制を整備していく。

（ウ）保健師等の専門性の強化

保健師が難病患者の支援を行うためには、医学的知識だけでなく、関係機関との連携を図りながら地域支援を展開するための技術など、難病に関する高い専門性が必要である。そのため毎年研修会を開催し、保健師の資質向上に努める。

（エ）難病患者に対する福祉サービスの充実

「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（障害者総合支援法）」が施行されたことに伴い、難病患者等居宅生活支援事業におけるホームヘルプサービス事業、短期入所事業、日常生活用具の給付事業は障がい福祉サービスに移行した。

(オ) 大阪市こども難病医療費助成事業

小児の難病患者で、小児慢性特定疾病医療支援事業や他の医療費助成制度の対象とならない方で、本市が独自に指定する疾病にかかっている患者に対して医療費等の助成を行う。対象疾病は、次のとおり。

1. 混合型血管奇形（血液）
2. 二分脊椎（水頭症のないもの）（神経・筋）
3. 筋強直性ジストロフィ（神経・筋）
4. 早期乳児てんかん性脳症（大田原症候群）（神経・筋）
5. スタージ・ウェーバー症候群（神経・筋）
6. 水頭症（先天性を除く）（神経・筋）

・事業実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
実人員（人）	2	8	8

(v) 骨髄移植推進対策【担当：感染症対策】

(ア) 普及啓発の推進

毎年 10 月の臓器移植普及推進月間には、市役所本庁者ロビーにおいて作品展を開催したり、区役所等でのドナー登録のしおり等の配布などにも取り組んでいる。

平成 28 年 3 月末現在、大阪府のドナー登録者数は 20,748 人（血液センター登録数）、移植希望者数は現在登録数で 88 人（累計登録数は 2,706 人）となっており、今後とも、関係機関やボランティア団体等との連携を密にして、効果的な普及啓発活動に積極的に取り組んでいく。

(vi) アレルギー対策（公害健康被害予防事業） 【担当：保健管理】

大気汚染の影響による健康被害を予防するため、「(独)環境再生保全機構」の助成事業として健康相談事業や健康診査事業、機能訓練事業等を実施している。

(ア) アレルギー予防教室、乳幼児アトピー・ぜん息相談事業

アレルギー予防教室は「環境再生保全機構」の助成事業の見直しが行われ、平成 27 年度から対象は満 1 歳 6 か月を超え満 2 歳に達しない乳児及び満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児に対して 1 回ずつの実施となり、血液検査は廃止となった。それに伴い本市としても、平成 27 年度より、「アレルギー予防教室」の対象者を乳幼児健康診査（1 歳 6 か月児、3 歳児）でアレルギー素因が認められた者に変更し、血液検査を廃止し、保健指導等を行っている。さらに同教室には、乳幼児期に多くみられるアトピー性皮膚炎やぜん息等のアレルギーに関する正しい知識の普及と保護者の悩みや不安を解消するため「乳幼児アトピー・ぜん息相談」を併設している。

	平成 25 年度 (年間 96 回開催)	平成 26 年度 (年間 96 回開催)	平成 27 年度(年 間 6 回開催)
アレルギー予防教室	1,578	1,378	8
乳幼児アトピー・ぜん息相談	125	143	40

(イ) 気管支ぜん息

本市では、各区保健福祉センターの保健師が面接により、気管支ぜん息等長期慢性疾患に対する不安の解消や療養相談を実施している。また、健康の確保・回復を図ることを目的として、ぜん息児水泳教室、健康回復セミナー等を実施している。

事業実績 (※平成 26 年度までは健康回復キャンプとして実施)

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
ぜん息児水泳教室	参加人数(人)	54	34	47
健康回復セミナー (※)	参加人数(人)	79	60	32
親と子の健康回復教室	参加人数(組)	13	6	33

(vii) 口腔保健・歯科医療対策 【担当：健康施策、健康づくり、障がい福祉、こども青少年局、教育委員会】

(ア) 口腔保健

a 妊産婦・乳幼児

3 歳児健康診査でう蝕経験のある者の割合

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
18.9%	18.9%	19.2%

資料：本市こども青少年局調べ

・ 幼児歯科保健個別指導・フッ化物塗布事業

1 歳 6 か月児及び 3 歳児健康診査において、幼児とその養育者に対し歯科衛生士による個別指導を行うとともに、希望する者にフッ化物塗布を実施している。また、平成 17 年度から 1 歳 6 か月児健康診査においてう蝕のある幼児に対しては、健診の 6 か月後に再度個別指導及び希望者へのフッ化物塗布を行い、積極的に幼児のう蝕予防を行っている。

事業実績 (人)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	個別指導	フッ化物塗布	個別指導	フッ化物塗布	個別指導	フッ化物塗布
1 歳 6 か月児	5,435	19,748	5,458	19,818	4,850	19,570
再指導	151	140	118	112	124	121
3 歳児	4,516	17,284	4,509	17,702	3,539	17,587

資料：本市こども青少年局調べ

・ 妊婦歯科健康診査事業

妊婦の心身の安定や、出生後のこどもの歯の健康保持を進めるため、妊婦の方に、歯科医師が歯の状況、歯周組織の状況、口腔内清掃状態などの歯科健康診査や歯科保健指導を妊娠中に 1 回、実施している。

事業実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
2,888 人	2,989 人	2,861 人

資料：本市こども青少年局調べ

b 児童、生徒

児童生徒が「歯・口の健康づくり」をとおり、生涯を健康に過ごす基盤づくりを行うために、発達段階に応じた健康教育を実施し、むし歯や歯周病の予防に努めている。そのため、学校や地域の関心が高まり、児童生徒のう蝕有病状況や DMFT 指数（一人平均むし歯経験歯数）は年々低下傾向にある。歯周病については、低年齢化に伴い年々増加の傾向にあるので、小学校6年生を対象に「歯・口の健康教室」を実施し、歯周病の理解と自己管理能力の育成に努めている。

児童・生徒のう蝕有病状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚園	25.85%	25.74%	28.11%
小学校	52.71%	52.29%	50.93%
中学校	42.25%	43.19%	40.97%

資料：本市教育委員会事務局調べ

児童・生徒の DMFT 指数年次推移（12 歳）

DMFT 指数（一人平均むし歯経験歯数）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
0.99	1.01	0.86

資料：本市教育委員会事務局調べ

・「歯・口の健康づくり研修会」

「中学校 歯・口の健康づくり」

平成 23 年度より養護教諭を対象にした「歯・口の健康づくり研修会」の開催を行っている。受講した養護教諭は各学校の実態に即した歯科保健指導を学校歯科医と学校教職員が連携を図り、「中学校 歯・口の健康づくり」事業として実施している。

「中学校 歯・口の健康づくり」

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
83 校	95 校	97 校

資料：本市教育委員会事務局調べ

c 成人・高齢者

・歯周病検診

壮年期からの歯の喪失を予防し、生涯を通じた歯及び口腔の健康を保持することを目的として、問診・口腔内診査を実施している。

事業実績（人）

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
612	814	778

・歯科健康相談

がん検診時や地域健康相談時に、歯科医師が希望者に対して個別歯科保健に関する相談（未処置歯、義歯、歯周疾患、衛生指導など）に応じ、助言指導を行う。

事業実績

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
222 回	220 回	218 回
1,259 人	1,061 人	968 人

⑤ 歯科医療

大阪市内の歯科標榜病院、診療所数 (平成 28 年 3 月末現在)

地域	病 院				診療所 《再掲》
	歯科	歯科口腔外科	矯正歯科	小児歯科	
北部	3	2	0	0	594
西部	4	1	1	1	349
東部	9	3	1	0	685
南部	4	0	0	0	608
大阪市 計	20	6	2	1	2,236

資料：大阪府「医療機能情報提供制度に係る医療機関調査」(病院のみ)

休日夜間歯科救急《再掲》

大阪府歯科医師会において、休日昼間の診療を実施するとともに、平成 16 年 6 月から全日夜間の診療を実施し、緊急の歯痛、口腔疾患、外傷の救急処置を行うなど、充実を図っている。

休日・夜間緊急歯科診療 利用者状況 (歯科) (人) [大阪府歯科医師会館]

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
休日	2,197 人	1,939 人	1,867 人
夜間	5,331 人	5,242 人	5,294 人

(viii) 薬事対策 【担当：健康施策、生活衛生、感染症対策】

(ア) 地域医療への支援体制の整備

a 患者情報等の共有化

大阪市内の薬局数 (各年度 3 月末現在)

地 域	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
北 部	369	370	368
西 部	232	229	230
東 部	472	490	493
南 部	448	454	470
大阪市 計	1,521	1,543	1,561

b 在宅医療への積極的な取組

無菌製剤調製施設のある薬局数は、9 施設 (平成 28 年 3 月末現在) である。

(イ) 医薬品等にかかる医療安全の確保

a 医薬品等の適正使用啓発

平成 18 年に薬事法 (現行「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」) が改正され、「薬事法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の中で「学校教育においても医薬品の適正使用に関する普及及び啓発に努めること。」と謳われたことを受け、

平成 19 年度から「くすりの正しい使い方講座」を小学校 6 年生を対象にモデル事業として、平成 19、20 年度は、計 30 校の小学校において講座を開催した。平成 21 年度より市立小学校全校（299 校）の 6 年生を対象とし、130 校の小学校、平成 22 年度は 231 校、23 年度は 245 校、24 年度は 260 校、25 年度は 245 校、26 年度は 268 校、27 年度は 272 校の小学校において開催した。

また、医薬品等にかかる保健医療対策推進事業として「くすりの正しい使い方講座」（市民向け）を、平成 20 年度から開催しており、市内 4 区で 4 回開催し、21 年度は 6 区で 6 回、22 年度も 6 区で 6 回、23 年度も 5 区で 6 回、24 年度は 4 区 4 回、25 年度は 5 区 5 回、26 年度は 7 区 7 回、27 年度は 8 区（此花区、中央区、西区、大正区、西淀川区、東淀川区、旭区、阿倍野区）8 回開催した。さらに平成 19 年度から市民啓発用の小冊子「お薬の知識～正しく飲むために～」を毎年度 4,000 部作成し、各区保健福祉センター・保健所窓口等において配布している。

（ウ）災害時等の医薬品供給体制等の整備

平成 20 年度より効率的かつ効果的な医薬品等備蓄体制として、大阪府医薬品卸協同組合及び大阪府薬剤師会の協力を得て、流通在庫医薬品等を活用した備蓄（流通備蓄）による確保体制を整備するとともに、公用車を災害時緊急通行車両に登録し円滑な供給体制を整備している。

（エ）血液確保対策と血液製剤の適正使用の推進

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、献血推進のため各区保健福祉センターと連携し啓発物品の作成・配布や啓発ポスターの掲示等による献血協力の呼びかけなど各種事業を行っている

3 健康危機管理体制の構築（府域版第 6 章 P215～）

（1）健康危機管理体制

① 保健所における健康危機管理体制 【担当：感染症対策】

従来より、保健所は感染症や食中毒、環境衛生などの健康危機管理業務に取り組んでいる。近年、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ、又、平成 21 年に国内において新型インフルエンザ（A/H1N1）が大流行した動向から、今後、病原性の高いタイプ（H5N1 など）の新型インフルエンザ発生の可能性が懸念される中、新型インフルエンザ等感染症、バイオテロに対する対策など、その機能強化がより一層求められている。

（i）現状と課題

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成 24 年 5 月に公布され、平成 25 年 4 月に施行、及び同年 6 月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画が策定された。これを受けて本市においても発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応し、国民生活や経済に及ぼす影響を最小限にとどめるため平成 26 年 1 月に大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したことに基づき、平成 27 年 7 月に各種マニュアル等を新たに作成、また改訂し対策の充実を図る。

平成 25 年 4 月に中国において鳥インフルエンザ A/H7N9 の発生があり、同年 5 月に指定感染症に位置づけられた。本市では鳥インフルエンザ対策として、平成 24 年 1 月に鳥インフルエンザ対応マニュアルを策定し、平成 25 年 5 月に鳥インフルエンザ発生時ガイドラインを改訂し、運用している。

MERSについては、平成26年7月16日に指定感染症に位置づけられたことにより、平成26年7月に対応マニュアルを作成した。

麻しんについて、我が国では、平成25年4月に「平成27年度までに麻しんの排除を達成し、WHOによる麻しん排除の認定を受け、かつ、その後も麻しんの排除の状態を維持すること」を目標とする「麻しんに関する特定感染症予防指針」に基づき対策が強化されている。本市でも平成26年より麻しん患者の発生が増えていることから、平成26年5月に麻しん発生時接触者調査ガイドラインを策定した。

感染症防疫対策全般にかかる感染症予防対策マニュアルについても、現状にあわせて迅速に対応できるように業務手順を加えた改訂を行い、平成25年度、平成26年度及び平成27年度に担当者への防護服の着脱訓練を含む研修会を開催した。今後も新任者を対象とした実務研修を実施する必要がある。

(ii) 今後の方策

(ア) 平常時の対応

感染症サーベイランスシステム等、健康危機の早期探知・未然防止という視点に立って、必要な情報を収集しており、本市広報やホームページなどを利用し市民等への啓発・情報提供を行っている。また、各区保健福祉センター、医療機関をはじめ関係機関とも連携を密にし、感染症発生を想定した訓練を行うなど協力体制の確保に努め、感染症防止対策を推進している。

(イ) 健康危機発生時の適切な対応

健康危機発生時には、国や大阪府と連携を密にしながら、迅速かつ正確な情報の収集・伝達を行い、被害の拡大防止を図っている。そのため、速やかな原因究明を図るとともに、医療機関を確保する。また、市民等からの相談に応じるとともに、情報提供を行う際には市民のプライバシーや人権に十分配慮した対応を行っていく必要がある。

(2) 食品の安全衛生

①大阪市における食品の安全対策 【担当：生活衛生】

(i) 営業許可・監視指導

食品衛生法で定められている要許可業種は、飲食店営業等34業種あり、これらの施設に対して食品衛生監視員が許可申請調査を行い、基準を満たした施設に対して営業許可を与えている。

また、大阪市では食中毒事件等の緊急事態発生時に柔軟かつ的確に対応することができる健康危機管理体制の充実・強化を図るため、平成20年11月、市内5ヶ所に保健所生活衛生監視事務所を開設し、保健所食品衛生監視課、中央卸売市場（中央・東部）食品衛生検査所、食肉衛生検査所とともに、「大阪市食品衛生監視指導計画」に基づき食品関係施設の衛生状態、食品・添加物等の取扱管理と表示、食品等従事者の健康及び衛生管理等について監視指導を行い、飲食に起因する危害の発生防止と不良食品等の排除に努めている。

さらに違反の発見時には、不良食品等の回収・廃棄等の措置を行うとともに、違反業者に対しては営業停止等の行政処分を行っている。

なお、各区役所保健福祉センターでは、保健所生活衛生監視事務所と連携して市民サービスの向上を図っている。

大阪市における食品関係営業施設数 (各年度末時点)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
許可を要する営業施設	96,178	98,400	100,116
許可を要しない営業施設	25,319	24,699	24,775

(ii) 食中毒予防対策と食品衛生知識の普及啓発

食品の安全性を確保するために、食品関係施設の監視指導や食品の検査等を実施しているが、特に7月から9月にかけて、例年食中毒が多発しているため、7月を食中毒予防月間と定め、食品等事業者はもとより広く消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を図り、食中毒の防止を呼びかけている。

また、7月から9月には、食中毒に対する注意を喚起するため、食中毒注意報を発令するとともに、食中毒注意報テレホンサービスを導入し、食品衛生知識の啓発の推進を図っている。

食中毒発生時には、患者の発症状況・喫食状況の調査、食品・患者糞便等の検査を行うことにより、原因究明に努め、原因食品や原因施設を特定している。

原因施設に対しては、食品衛生法に基づく営業停止等を命じることにより、食中毒による被害拡大防止を図るとともに施設・設備の改善や清掃・消毒を行わせ、事故の再発防止に努めている。

過去5年間における年次別食中毒発生状況

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
件数(件)	27	24	35	45	53
患者数(人)	291	232	410	342	473

(iii) 情報の提供

大阪市のホームページに食中毒発生状況、食中毒防止等食品衛生に関する情報等を掲載するとともに、理解しやすい各種食品衛生啓発用リーフレット等の媒体を作成し、衛生講習会等を開催することにより、できる限り最新の情報を提供し、食品衛生知識の普及啓発に努めている。

さらに、国や関係自治体との連携を密にして、食品の安全に係わる情報を収集するとともに食品関係団体の育成等により自主衛生管理を推進し、食品衛生の向上・普及活動を展開している。

平成 17 年度からは、市民が正しい食品衛生知識を習得し、日常の買物の中で食品の表示や保存温度等の取扱い状況を確認し、定期的に報告するなど、自身が行動することで、食品の安全性に関心を持ち、不安を解消し、安心できる消費生活の実現を図ることを目的とした市民参加型食品衛生事業「大阪市食品安全モニター」を実施している。

(3) 生活衛生対策

① 飲料水の安全確保 【担当：生活衛生】

(i) 水道水質の安全確保

本市の水道普及率は 100%に達しており、水道局により安全で衛生的な高度浄水処理水を市内全域に供給している。

一方で、「水道法」(昭和 32 年 6 月 15 日施行)の改正により平成 14 年 4 月から専用水道の規制対象が拡大され、市内において地下水を水源とする専用水道の増加が見られる。引き続き、

専用水道の新設、増設、改造工事に係る設置者からの申請に対し審査、確認を行い、既存の施設に対しては、施設の管理状況について報告を求め、必要に応じて立入指導により、水道水質の安全確保を図っていく。

専用水道施設数：平成 26 年 3 月末 67
平成 27 年 3 月末 59
平成 28 年 3 月末 55

(ii) 遊泳場の衛生と安全の確保

従来より、市内に所在する全ての遊泳場に対して、立入検査を実施し、大阪府遊泳場条例及び同規則に規定された構造設備及び衛生措置等の基準に適合するよう監視指導を行っている。

遊泳場の衛生及び安全の確保には維持管理の徹底が不可欠であるため、立入時には、遊離残留塩素濃度、水温、pH を測定する等の現場検査及び採水による水質検査やろ過等の構造設備の確認など衛生面と監視体制や設備点検等の安全面の両面から監視し、遊泳場の安全と衛生の確保を図る。

施設数：平成 26 年 3 月末 通年 106、夏期 8
平成 27 年 3 月末 通年 109、夏期 8
平成 28 年 3 月末 通年 111、夏期 8

今後も継続して各遊泳場への立入調査を実施し、設備や水質等の維持管理状況を監視指導することにより、遊泳場の安全と衛生の確保を図っていく。

(iii) レジオネラ対策

自然界に広く分布するレジオネラ属菌を原因とする感染症「レジオネラ症」は人工環境における要因が深く関わっている。特定建築物における冷却塔及び加湿器、旅館業施設における循環浴槽、公衆浴場の循環浴槽、遊泳場附帯施設である採暖槽などにより感染する場合が多い。

本市では、特定建築物、旅館業施設、公衆浴場及び遊泳場について、定期的に立入を行い、法令に規定された設備及び衛生基準について監視指導し、レジオネラ属菌による被害防止に努めている。

施設数：平成 26 年 3 月末 特定建築物 2160、旅館 796、浴場 596
平成 27 年 3 月末 特定建築物 2173、旅館 794、浴場 577
平成 28 年 3 月末 特定建築物 2193、旅館 836、浴場 556

また、「旅館、公衆浴場の入浴施設及び遊泳場の採暖槽等におけるレジオネラ属菌検出時及び患者発生時の対応指針」を作成し、レジオネラ属菌検出時や患者発生時において、迅速に対応する体制を整え、感染の拡大を防いでいる。

今後も、必要に応じ立入検査、講習会等を実施し、事業者に対し注意喚起することで市民をはじめとする利用者の安全確保を図っていく。

(iv) 特定建築物の環境衛生対策

市民が健康で文化的な生活を送るうえで、建築物の衛生的で快適な環境の確保が重要であることから、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」(昭和 45 年 10 月施行)に基づき、一定規模以上の特定建築物について、環境衛生管理基準の遵守等を義務付けている。

毎年、事業者に対し維持管理状況報告の提出等を求めるとともに、年 2 回、講習会を実施しており、良好な衛生確保に努めるよう必要に応じ立入検査により監視指導を行っている。

近年、建築物は大型化、高層化し、その管理形態も高度化、複雑化していることから、社会情勢に適応した監視指導に取り組み、より一層の衛生管理の向上を図っていく。